



すかがわ 男女共同参画プラン21

第3次計画

【平成26年度～35年度】

自分らしく輝けるまちを目指して

計画作成にあたり、市民意識調査を実施しました。
その意見の中で、男らしさ・女らしさも大切だという
意見が複数ありました。

男だから・女だから「～しなければならない」「～しては
いけない」と決めつけず、お互いに個性を認め合えば、
自分らしく、そして輝いていけることができるのでは
ないでしょうか。

計画のテーマ「自分らしく輝けるまちを目指して」は、
市民のみなさまからいただいた意見からつくりました。



平成26年3月 須賀川市

自分らしく輝けるまちを目指して



本市におきましては、平成 11 年に男女共同参画の基本計画となる「すかがわ男女共同参画プラン 21」を策定し、平成 16 年には、「須賀川市男女共同参画推進条例」に基づく行動指針を定めた「すかがわ男女共同参画プラン 21 第 2 次計画」を策定しました。第 2 次計画では、男女共同参画社会の推進に関する基本理念の 5 つを掲げ、男女共同参画社会の形成に向けた意識啓発や環境整備などの各種施策を実施して参りました。

しかし、第 2 次計画実施の 10 年間に、少子高齢化に伴う人口減少社会の進行、核家族化など家族形態の変化、労働人口の減少、ライフスタイルの多様化など、社会情勢が著しく変化してきたことに加え、東日本大震災や原子力災害により本市の状況は大きく変わってきています。

震災からの復旧・復興を進めながら、新たな時代に対応した施策を展開し、市民一人ひとりが価値観や意識を共有し、共感しながら支え合い、社会の中で自分らしく輝きながら、将来にわたって子どもたちが住んで良かった、住んでみたいと思えるまちづくりを目指し、このたび第 3 次計画の策定を実施したところであります。

今計画では、市民意識調査を行った中で、皆様からいただいたご意見の中から見えてきた課題「自分らしく輝けるまちを目指して」をテーマとしました。また、市民意識調査の推移や、第 2 次計画までに行われた各種施策を検証し、市民のニーズや実態などを的確に反映した今後 10 年間の施策の方向性を示すとともに、男女共同参画の視点に立った意識改革のもと、市民、事業者、行政の協働により、さらなる男女共同参画社会の形成に向けて、総合的かつ計画的に取り組むこととしております。

本市は、平成 26 年 3 月で市制施行 60 周年となりますが、本市も市民の皆様とともに、輝けるまちを目指しますので、今後とも市民の皆様の一層のご理解とご協力をよろしく願いいたします。

結びに、本計画策定にあたり、貴重なご意見、ご提言をいただきました須賀川市男女共同参画審議会委員の皆様をはじめ、関係団体の皆様、市民意識調査にご協力いただきました皆様に、心から御礼申し上げます。

平成 26 年 3 月

須賀川市長 橋本克也

目次

第1章 計画の策定にあたって

1 計画策定の趣旨	1
2 計画の性格	1
3 計画の基本理念	1
4 計画の期間	2
5 これまでの須賀川市の取り組み	2

第2章 計画の内容

1 計画の位置づけ	4
2 計画の体系	5
3 計画の内容	6
基本目標1 自分らしさを大切にしよう！	6
課題(1) 男女の固定的役割分担意識の見直し	6
課題(2) 男女共同参画における教育の推進・充実	8
基本目標2 自分らしく輝ける環境づくりをしよう！	10
課題(3) 働く環境の充実	10
課題(4) 子育て期・介護期の環境整備	12
課題(5) 健康づくりと人権が尊重される環境の整備	14
課題(6) 国際的な意識の醸成と国際交流の環境づくり	16
基本目標3 自分らしく活躍しよう！	17
課題(7) 家庭・地域・職場へのバランスのとれた参画促進	17
課題(8) 政策・方針決定過程への女性の参画促進	20

第3章 実施計画

1 計画の推進体制	23
2 計画の進行管理	25

【附属資料】

1 提言書	30
2 須賀川市男女共同参画審議会委員	31
3 「すかがわ男女共同参画プラン21 第3次計画」 策定経過	34
4 男女共同参画社会基本法	36
5 須賀川市男女共同参画推進条例	42
6 須賀川市男女共同参画審議会規則	47
7 男女共同参画の推進に関する年表	48



『男女共同参画社会』とは

男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会です。（男女共同参画社会基本法より）

アンケート調査について

男女共同参画に対する市民のニーズや実態などを、本計画に反映させることを目的として行いました。

- ◆期 間：平成 25 年 8 月 15 日～9月2日まで
- ◆対 象：20 歳以上の市民 1,000 人
- ◆回収結果：有効回収数 356 票
- ◆有効回収率：35.6%
- ◆アンケート結果は、市ホームページや生活課窓口にて公表しています。
- ◆グラフ中の「n」は、回答者数を示しています。

第1章 計画の策定にあたって

1 計画策定の趣旨

本市では、男女共同参画社会を実現するため、平成16年に「すかがわ男女共同参画プラン21 第2次計画」を策定し、10年間の計画によりさまざまな施策を推進してきました。

その結果、女性の社会進出の増加や性別による固定的役割分担意識の変化など、徐々にその効果が見受けられました。

しかしながら、まだ根強く残る社会通念や習慣が弊害となり、社会のあらゆる場面において男女間に格差がみられ、個人がその個性と能力を十分に発揮できる機会が奪われています。

誰もが生き生きと生活ができ、喜びも責任も分かち合う男女共同参画社会を実現するためには、市民一人ひとりが理解を深めるとともに、市民、事業者、行政、市民団体等がそれぞれの役割を担い、一体となって施策に取り組んでいく必要があります。

本計画は、「すかがわ男女共同参画プラン21 第2次計画」が平成25年度をもって計画期間が終了することに伴い、平成25年に実施した「市民意識調査」を反映させるとともに、基本計画の理念を継承しつつ、関係法令、国・県の施策などとの整合性を図り、新たな問題や社会情勢の変化などに対応するため、新しい基本計画を策定しました。

2 計画の性格

平成14年制定の「須賀川市男女共同参画推進条例」に基づく、男女共同参画に関する本市初めての法定計画「すかがわ男女共同参画プラン21 第2次計画」を継承しつつ、本市における男女共同参画社会の実現に向けて、本市が取り組む推進施策の方向と内容を明らかにするとともに、広く市民や事業者等との理解と協力のもとに推進するための行動計画です。

また、本市の総合計画である「須賀川市まちづくりビジョン2013」や国・県における関連計画との整合性を図りながら、関係機関、各種団体、事業者や市民がそれぞれの立場から推進するための行動指針となる計画です。

3 計画の基本理念

市民一人ひとりが、男だから・女だから「～しなければならない」「～してはいけない」と決めつけずに、お互いの個性を認め合い、自分らしく輝いて生きることのできる男女共同参画社会の形成に向けて、「須賀川市男女共同参画推進条例」で掲げた基本理念の5つを継承しています。

I 男女の人権の尊重

人としての尊厳を重んじ、男女の性別による差別的取扱いをなくし、個人として能力を発揮できる機会を確保していきましょう。女性に対する暴力を根絶し、男女の人権を尊重しましょう。

II 社会における制度又は慣行についての配慮

性別による固定的な役割分担意識にとらわれず、男女が様々な活動を選択できるよう、社会の制度や慣行のあり方を考えていきましょう。

III 政策等の立案及び決定への共同参画

男女が社会の対等なパートナーとして、市における政策、又は民間の団体における方針の立案及び決定過程に参画しましょう。

IV 家庭生活における活動と他の活動の両立

男女が対等な家族の構成員として、お互いに協力し、社会の支援も受け、家族として役割を果たしながら、仕事をしたり、学習をしたり、地域活動をししましょう。

V 国際的協調

男女共同参画社会づくりのために、国際社会と共に歩むことも大切です。他の国々とともに相互に協力して取り組んでいきましょう。

4 計画の期間

本計画は、平成26年4月から、目標年次を平成35年度までの10年間とします。

施策は、平成35年度までの10年間を見通し、具体的施策については平成30年度末までの5年間の実施を目標としています。

なお、施策の成果や今後の社会情勢の変化や新たな国の施策に柔軟に対応するため、必要に応じて見直しを行います。

5 これまでの須賀川市の取組

須賀川市における男女共同参画の取り組みは、「教育委員会生涯学習課」が担当していましたが、平成8年の機構改革により「市民生活部生活課」が担当となりました（平成22年に生活環境部生活課に変更）。

平成9年には、女性団体を主体として実行委員会を結成し、「女と男のうつくしま、ふくしま。花とみどりのまち須賀川フォーラム」を開催し、女性団体の連携の重要性を再認識しました。

平成10年には、男女共同参画推進の母体となる「須賀川市女性団体連絡協議会」が結成され、また、男女共同参画社会の形成に向けた基本計画を策定するため、「須賀川市女性プ

ラン推進会議」、「須賀川市女性プラン庁内連絡会議」を設置しました。

平成11年には、本市男女共同参画推進の行動方針となる基本計画「すかがわ男女共同参画プラン21」を策定しました。

平成12年には、生活課内に「女性行政係」を設置し、須賀川女性プラン推進会議を「須賀川市男女共同参画推進会議」に、須賀川市女性プラン庁内連絡会議を「須賀川市男女共同参画推進庁内連絡会議」に名称を変更し、組織の強化を図りました。

平成13年には、県内外より約165万人を動員したうつくしま未来博において「第23回福島県女性のつどい」を開催しました。

平成14年には、男女共同参画推進に関する条例の制定に向けて、須賀川市男女共同参画推進会議や須賀川市男女共同推進庁内連絡会議を中心に検討を重ねました。さらに、「須賀川市男女共同参画推進条例（仮称）制定に関する意見を聞く会」や「男女共同参画フォーラム」などの開催を通じ、市民からの意見やニーズを反映させ、同年12月「須賀川市男女共同参画推進条例」を制定しました。

平成15年には、条例施行に伴い、須賀川市男女共同参画推進会議を廃止し、新たに男女共同参画の推進に関する事項を調査審議する機関として、「須賀川市男女共同参画審議会」を設置し、女性行政係を「男女共同参画係」に変更しました。

また、同年（平成15年）には、すかがわ男女共同参画プラン21の計画期間の終了に伴い、条例制定の趣旨を踏まえた男女共同参画社会づくりを一層推進するため、「須賀川市男女共同参画に関する市民意識調査」や「意見を聞く会」を実施しました。

平成16年には、須賀川市男女共同参画審議会からの提言を受け、「すかがわ男女共同参画プラン21 第2次計画」を策定しました。

平成21年には、「市民意識調査」や「市民意見公募」による市民の意見やニーズを反映させ、基本計画の基本理念を継承し、基本計画策定後に整備された関係法令、市の関係機関などの整合性を図るとともに、新たな問題や社会情勢の変化などに対応するため、「基本計画の中間見直し」を実施しました。

平成22年には、男女共同参画と市民協働を一体的に推進するため男女共同参画係を「市民協働推進係」に変更しました。

平成25年には、「すかがわ男女共同参画プラン21 第2次計画」が平成25年度をもって計画期間が満了することに伴い、第3次計画策定に着手しました。策定にあたっては、「市民意識調査」を実施し市民の意見やニーズを検証するとともに、条例の基本理念を継承しつつ、「第2次計画中間見直し」後に整備された関係法令、市の関係機関などとの整合性を図り、新たな問題や社会情勢の変化などに対応するため審議会などとの検討を重ね、「すかがわ男女共同参画プラン21 第3次計画」を策定しました。

第2章 計画の内容

1 計画の位置づけ（イメージ図）

すかがわ男女共同参画プラン21〔第3次計画〕

基本理念

『男女共同参画社会基本法』

『須賀川市男女共同参画推進条例』

- 1 男女の人権の尊重
- 2 社会における制度又は慣行についての配慮
- 3 政策等の立案及び決定への共同参画
- 4 家庭生活における活動と他の活動の両立
- 5 国際的協調

須賀川市の基本計画

『須賀川市第7次総合計画 須賀川市まちづくりビジョン2013』

共有、共生、共感へ ともに歩む自治都市すかがわ
～先人の築いた市民自治の精神を現代に いまそして あした未来へ

須賀川市男女共同参画を推進するための基本計画

『すかがわ男女共同参画プラン21 〔第3次計画〕』

テーマ：自分らしく輝けるまちを目指して

基本目標は、

①自分らしさを大切にしよう！

男女平等意識の確立 意識を高めよう

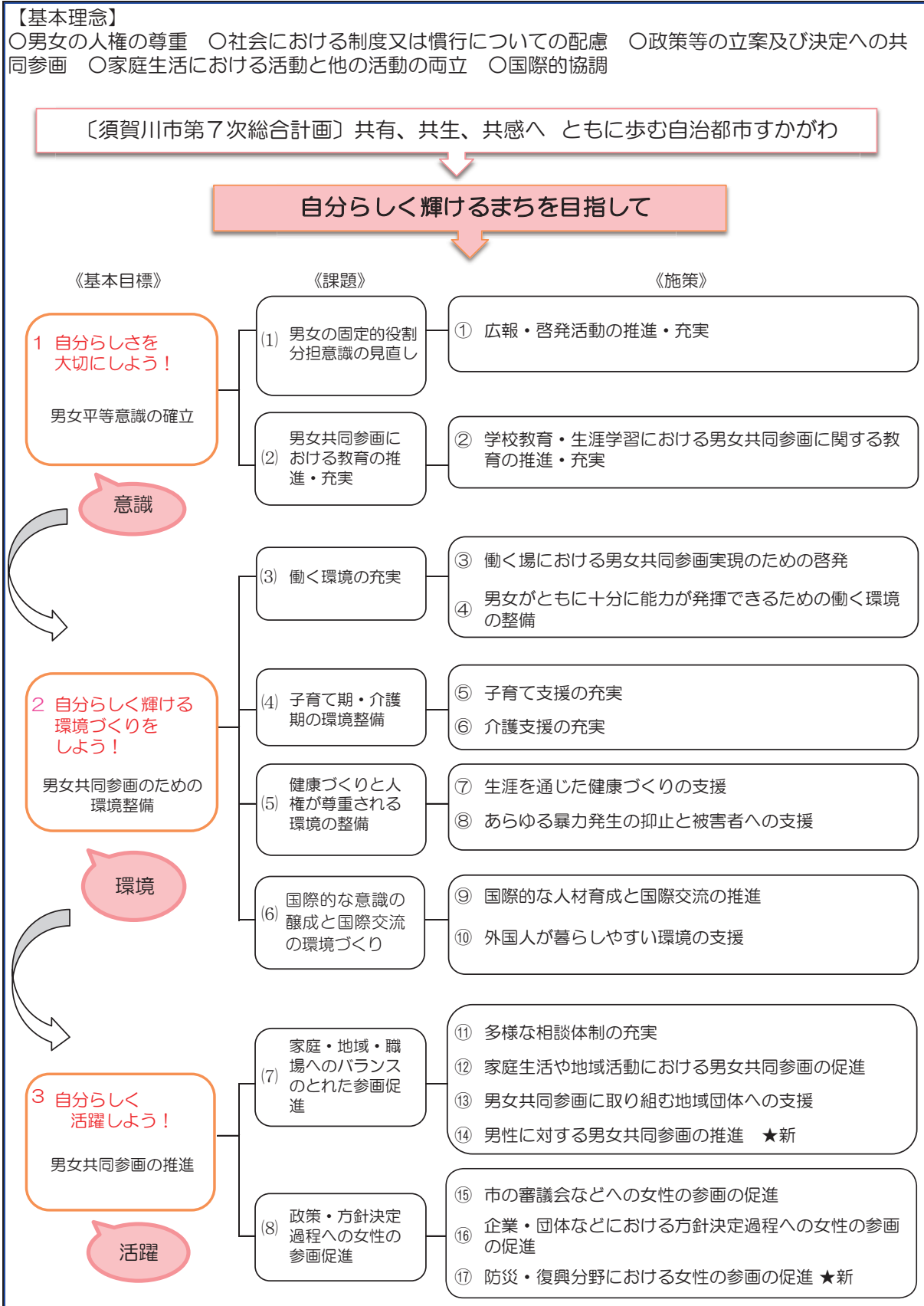
②自分らしく輝ける環境づくりをしよう！

男女共同参画のための環境整備 環境を整えましょう

③自分らしく活躍しよう！

男女共同参画の推進 自分らしく輝き、活躍しましょう

2 計画の体系



3 計画の内容

基本目標1 自分らしさを大切にしよう！

— 男女平等意識の確立 —

意識を高めましょう

課題(1) 男女の固定的役割分担意識の見直し※)

現状と課題

「男は仕事、女は家庭」といった性別による固定的な役割分担意識に基づく社会制度や慣行が、男女の社会における活動の自由な選択に影響を及ぼし、男女共同参画社会の形成を阻害する要因となる場合があります。このことから、男女平等の視点に立ったさまざまな調査・研究や実態を把握し改善に努める必要があります。

また、家庭・学校・地域社会において、女性も男性もそれぞれの個性と能力を發揮し、多様な生き方ができるよう、学習機会の整備・充実を図ります。さらに、男女平等の意識を深く根付かせるため、男女共同参画に関する情報の収集・整備・提供を行うとともに、広報・啓発活動を積極的に展開して行きます。

平成25年に実施した市民意識調査によると、「男女共同参画社会を知っている、または、見たり聞いたりしたことがある」という割合は64.4%、「男女雇用機会均等法」では78.9%、「DV防止法（配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律）」では80%となっており、徐々に認知度が高くなってきています。

しかし、「須賀川市男女共同参画推進条例」では32.3%、「須賀川市男女共同参画基本計画『すかがわ男女共同参画プラン21』」では33.4%であり、本市の基本方針の周知が十分に図られていない現状にあります。

男女が個人として尊重され、個性を發揮して豊かな社会を築いていくためには、市民・事業者・行政・市民活動団体が共通理解・認識のもと、施策を推進していかなければなりません。また、男女共同参画の意識を一層普及・高揚するため、本市が発行する広報・出版物など、男女共同参画の視点や人権尊重などを推進する表現などに配慮します。

※) 固定的性別役割分担意識

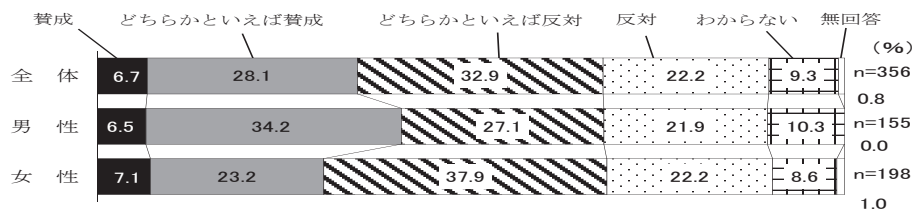
男女を問わず個人の能力等によって役割の分担を決めることが適当であるにもかかわらず、男性・女性という性別を理由に、役割を固定的に分けることをいいます。「男は仕事・女は家庭」「男性は主要な業務・女性は補助的業務」など。

施策

① 広報・啓発活動の推進・充実

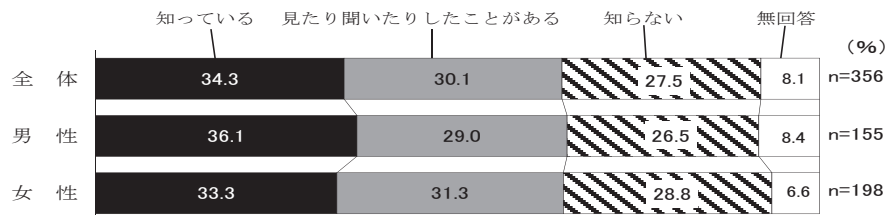
男女共同参画についての理解を深めることができるよう、さまざまな機会を通じて、広報啓発活動の充実を図ります。

〔平成25年実施：市民意識調査〕「男は仕事、女は家庭」という従来の固定的意識について、あなたはどのように思いますか。



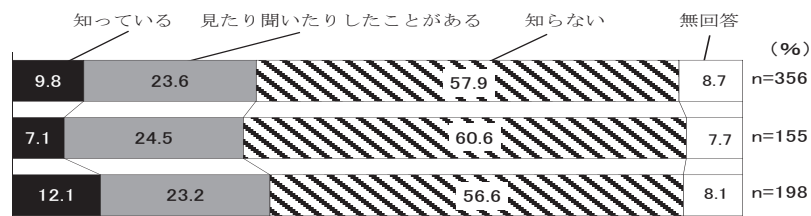
〔平成25年実施：市民意識調査〕次にあげる言葉について、ご存知ですか。

男女共同参画社会



* 「知っている」 + 「見たり聞いたりしたことがある」
 平成25年調査 64.4%
 平成20年調査 62.6%
 平成15年調査 64.8%

須賀川市男女共同参画基本計画「すかがわ男女共同参画プラン21」



* 「知っている」 + 「見たり聞いたりしたことがある」
 平成25年調査 33.4%
 平成26年調査 31.4%

課題(2) 男女共同参画における教育の推進・充実

現状と課題

家庭や社会においては、いまだ性別による固定的役割分担意識が根強く残り、男性優位の風潮が見受けられます。

市民意識調査では、分野別男女の地位の平等において、男性が優遇されていると感じている割合が、「社会通念・習慣・しきたりなど」では66.3%、「職場」では55.6%と過半数を上回っています。男女共同参画に向けた様々な施策展開を実施しているものの、女性の置かれている状況は、いまだ平等になっていないのが現状です。

しかし、「学校の場合」では平等と感じている割合が62.9%を占めています。子どもの個性が尊重され、多様性や柔軟性が求められる中で、単に「男」「女」という理由だけで限定してきた育て方や教育を見直し、自分らしさが発揮でき、他人の個性や意思も尊重できる教育の効果がこの結果を表しています。

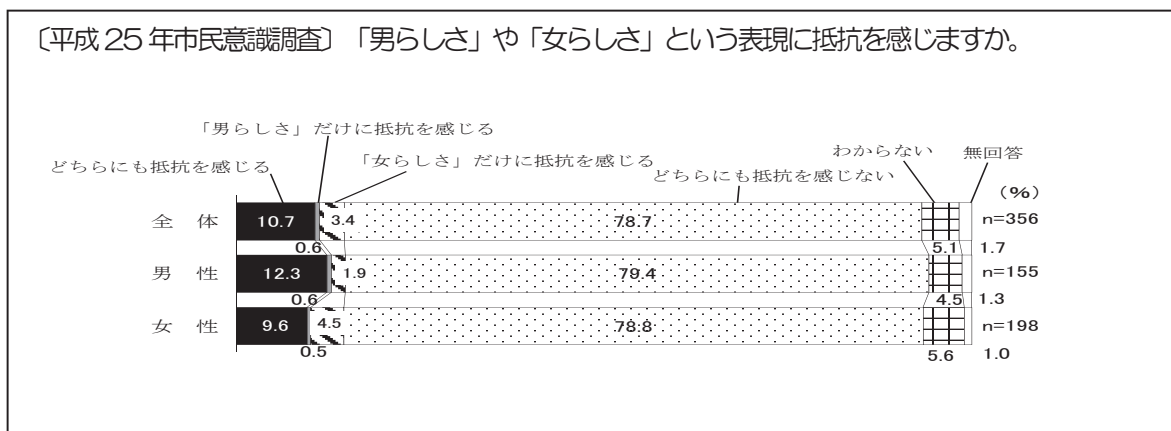
こうした現状を踏まえ、家族の構成員が男女共同参画や人権尊重について十分理解・認識を深め、次世代の社会を担う子どもたちが、人権尊重や自立意識を確立できるよう家庭・学校・職場などにおいて教育の支援や指導の充実が引き続き求められます。

施策

② 学校教育・生涯学習における男女共同参画に関する教育の推進・充実

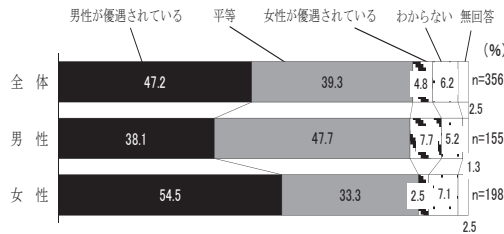
男女共同参画や人権尊重について理解を深め、自立意識を確立できるよう家庭・学校・職場などにおいて教育の支援や指導の充実を図ります。

【個別計画】 須賀川市教育振興基本計画
須賀川市生涯学習基本構想

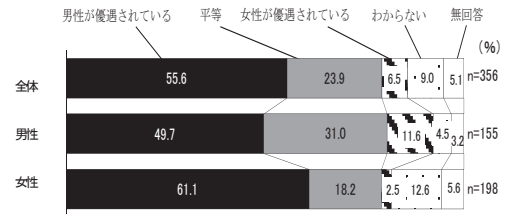


〔平成 25 年：市民意識調査〕次にあげるような分野で男女の地位は平等だと思いますか。

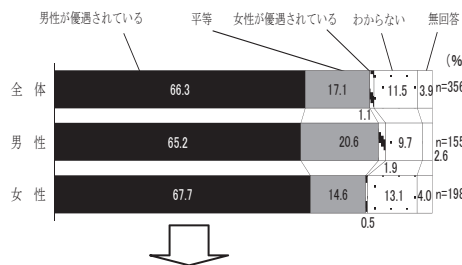
家庭生活



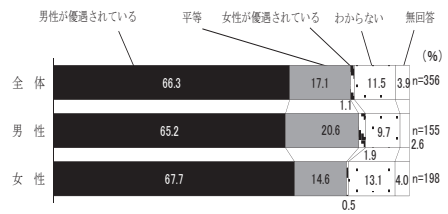
職場



学校



社会通念・習慣・しきたりなど



*学校は、ほかの3つと比べて「男女の地位が平等」とする回答が62.9%と高くなっています。

〔平成 25 年：市民意識調査の自由意見より抜粋〕

- * 男だから、女だからどうのこうのがおかしい。お互いの良いところを認め、支え合えばいいと思う。思いやりがあれば差別を感じない。
- * 「男性らしさ、女性らしさ」はとてもすばらしい言葉だと思う。良いところを大切にしてお互いに認め合える社会であれば良いと思う。それが自分らしさにつながっていくのではないか。

男だから・女だから「～しなければならない」「～してはいけない」と決めつけず、お互いに個性を認め合えれば、自分らしく、そして輝いて生きることができるのではないのでしょうか。

計画のテーマ「自分らしく輝けるまちを目指して」は、市民意識調査で、市民のみなさまからいただいた意見からつくりました。

ポータンも社会の一員として、自分らしく活躍するポータン



ポータン

基本目標2

自分らしく輝ける環境づくりをしよう！

—男女共同参画のための環境整備—

環境を整えましょう

課題(3) 働く環境の充実

現状と課題

働くことは、生活の経済的基盤を形成するものであるとともに、達成感や自己実現につながり、男女共同参画社会の形成にとって重要な意味を持ちます。

男女雇用機会均等法の改正や、育児・介護休業法、労働基準法など関連法令も徐々に整備され、男女共同参画社会を取り巻く環境は改善されつつありますが、依然として男女間に格差があるのが現状です。

市民意識調査によると、今後、仕事・家事・介護・地域活動などへの参画に必要だと思うことについて、「男女とも家事などができるように育てる」が53.1%、「労働時間の短縮や、育児、介護など休業制度を普及させる」が52.2%、「官民ともに施設や、家事・育児・介護に係るサービスを充実する」が50.0%となっており、職業生活と家庭生活とが両立できる雇用形態の改善や多様な支援策の充実が望まれている傾向にあります。

雇用、就業形態の多様化の中で、それぞれの価値観やライフスタイルに合わせて、多様で柔軟な働き方を自由に選択することができ、その働き方に応じた適正な処遇、労働条件、学習機会の提供などが確保されることは、女性の能力を促進するうえで、重要な課題です。

しかし、市民意識調査によると、常勤フルタイムの勤務形態が圧倒的に多い男性に比べて、女性はパートタイマー、アルバイトなど不安定な雇用形態が多く、このことは、男女の所得格差を生み、結果として女性の経済的自立の促進を阻む一つの要因となっています。

このため、性別にとらわれず、能力、意欲に応じた幅広い職種で女性が活躍できるよう、就業能力の開発や向上などに関する学習事業の実施、情報提供、啓発などが求められます。

このようなことから、働く場における男女の不平等を解消するため、事業者などへ労働関係法令の周知や男女平等に関する仕組みを推進することが必要です。

また、農業や商工業など自営業に携わる女性を含め、すべての女性に対して、労働が正当に評価され、経済的地位が確保される労働環境の整備が必要であり、起業を目指す女性のため、必要な専門分野の相談や情報提供が求められます。

施策

③ 働く場における男女共同参画実現のための啓発

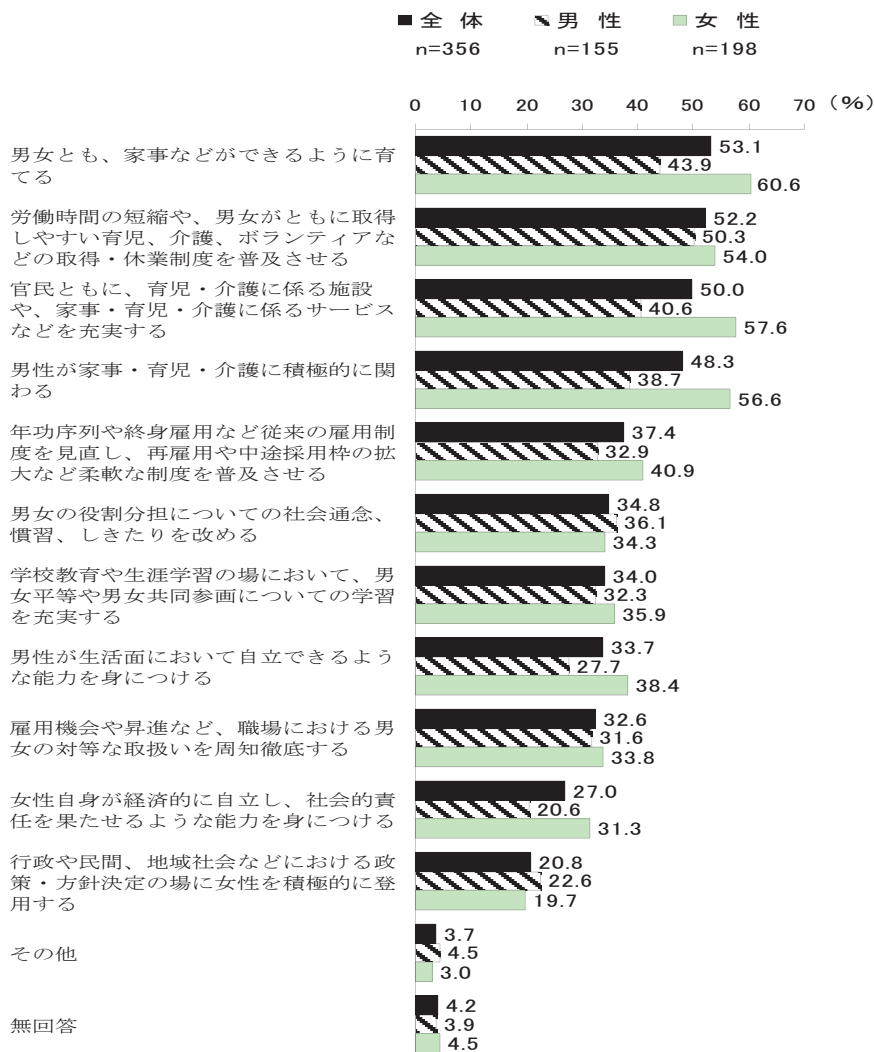
事業所における男女共同参画の実現のために、育児休業・介護休業などの労働関係制度や先進事例の紹介などを行います。

④ 男女がともに十分に能力発揮ができるための働く環境の整備

農業や商工業などの自営業においても、女性は労働の担い手として重要な役割をはたしていることから、経営の参画や担い手育成の支援など、地域活性化のため男女共同参画を支援します。

【個別計画】須賀川市食料・農業・農村基本計画

【平成25年市民意識調査】今後、女性と男性がともに仕事、家事、介護、地域活動などに積極的に参加するためには、どのようなことが必要だと思いますか。（複数回答）



課題(4) 子育て期・介護期の環境整備

現状と課題

少子化や核家族化、地域コミュニティの希薄化などにより、安心して責任のある子育てが困難になってきている現在において、親子ともに健やかに暮らすための育児支援が重要です。

また、高齢化に伴って、寝たきりや認知症などにより介護を必要とする人が急速に増加しており、今後もその増加が見込まれています。さらに、要介護者の増加や介護期間の長期化など、介護の必要性が増大する一方、核家族化や介護者の高齢化等による家族の介護状況の変化が、介護問題をより深刻化させています。だれもが安心して人生を過ごすことができるように、行政と地域による介護体制の確立を図ることも重要です。

障がいのある人への配慮については、ノーマライゼーション※) の理念に基づき、障がいのある人もない人も、ともに生活し活動できるよう取り組む必要があります。

※) ノーマライゼーション：障がい者や高齢者に関わらず、あらゆる人がともに住み、ともに生活できるような社会を築くこと。

施 策

⑤ 子育て支援の充実

子育ての経済的負担、精神的負担の解消、さまざまな活動と育児の両立を支援するために、子育てに関する相談体制や情報提供の充実、地域による子育て支援体制を整備します。

【個別計画】 須賀川市幼児教育振興計画
須賀川市次世代育成支援対策行動計画

⑥ 介護支援の充実

高齢者の生活を支援するとともに、介護サービスを充実します。

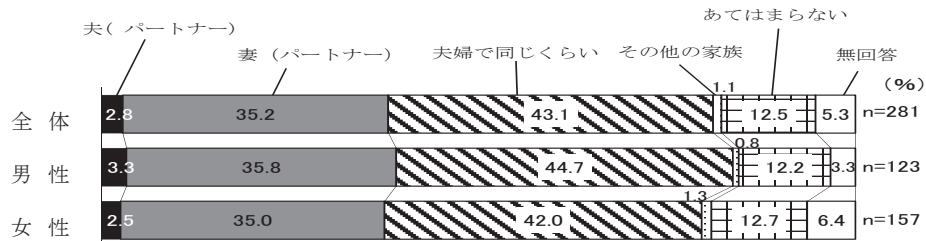
【個別計画】 須賀川市地域福祉計画、須賀川市高齢者福祉計画、須賀川市介護保険基本計画、須賀川市健康増進計画、須賀川市障がい福祉計画



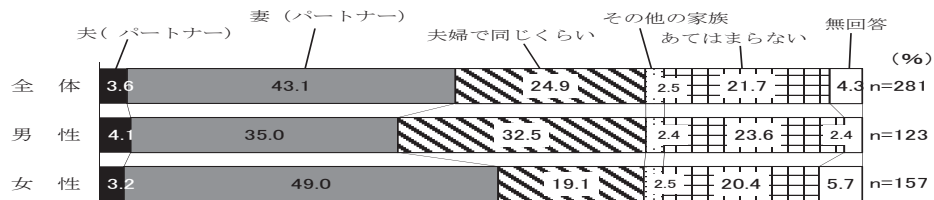
〔平成 25 年：市民意識調査〕あなたの家庭では、次にあげることを主にどなたが担っていますか。

(結婚している、または結婚していないがパートナーと暮らしている方対象)

子どものしつけ・教育



家族の世話・介護



厚生労働省 **イクメン企業アワード初代グランプリ受賞!**

『医療法人社団三成会 南東北春日リハビリテーション病院』が、厚生労働省が初めて実施した「イクメン企業アワード2013」でグランプリを受賞しました。

イクメン企業アワードは、働きながら安心して子どもを産み育てることができる労働環境を整え、男性の育児参加を積極的に進めている企業を表彰するものです。

男性の育児休業取得率が高いことや、育児休職支援手当制度により経済的負担を軽くする取り組みなど、他の企業のモデルとなる取組が評価されました。

ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）の実践により、働きやすい職場環境にすることで能力を十分に発揮でき、充実した生活が期待できます。

課題(5) 健康づくりと人権が尊重される環境の整備

現状と課題

市民のしあわせの基本は「健康」です。市民一人ひとりが「健康」で「しあわせ」に暮らすためには、市民の健康に対するニーズを的確にとらえた施策の推進を図る必要があります。

特に、原子力災害による放射線の健康への影響は、内部被ばく検査や相談体制の充実により、市民の健康を守る必要があります。

さらに、高齢化社会を迎え、生きがいを感じながら充実して過ごしていくためには、寝たきりや認知症予防なども含め、生活支援や環境整備の充実、ライフスタイルに応じたあらゆる場での健康づくりが求められます。

また、人権の尊重は、心豊かに生きていく上で基盤となるものです。あらゆる暴力が人権にかかわる深刻な社会問題であるという共通認識が徐々に広まりつつあり、ストーカー規制法やDV防止法などの法制度も着実に整備されています。

市民意識調査によると、セクシャル・ハラスメントを受けたことがあると回答した割合は、7.0%、パワーハラスメントを受けたことがある割合は14.6%、ドメスティック・バイオレンスを受けたことがある割合は5.6%となっています。

このため、男女がお互い人として尊重し合い、対等な人間関係を築くことにすべての市民が取り組める社会を推進するために、児童・青少年や保護者などへの教育・啓発・相談体制の強化などが求められます。

施策

⑦ 生涯を通じた健康づくりの支援

健康管理の重要性を普及啓発するとともに、女性が受診しやすい環境の整備、健康診断・健康指導・健康相談などを行います。特に、原子力災害による放射線の健康への影響について、内部被ばく検査や相談体制の充実により、市民の健康を守ります。

【個別計画】須賀川市健康増進計画、須賀川市特定健康検査等実施計画

⑧ あらゆる暴力発生を抑止と被害者への支援

安心して相談できる窓口の設置、被害者への精神的援助や自立支援など、安心して生活できるための環境整備や関係機関との連携を図ります。

◆暴力対策の強化に国の法律改正◆ 主な内容

【配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（DV防止法）】

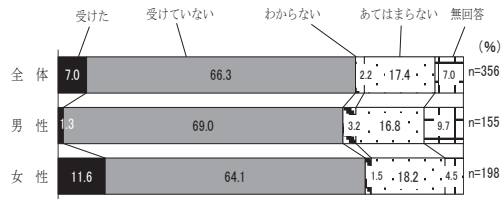
保護の対象：「配偶者(事実婚を含む)と元配偶者の暴力及び被害者」に限っていた法の対象を「生活の本拠を共にする交際相手からの暴力及びその被害者」にも拡大。（平成26年1月3日施行）

【ストーカー規制法】

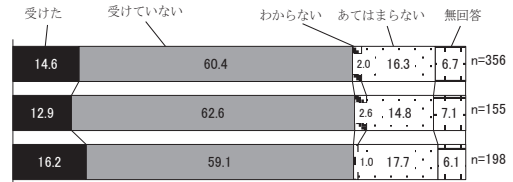
規制の対象：ストーカー行為である「つきまとい等」に、拒まれたにもかかわらず連続して電子メールを送信する行為が追加。（平成25年10月3日施行）

〔平成 25 年：市民意識調査〕 次あげる被害を異性から受けたことがありますか。

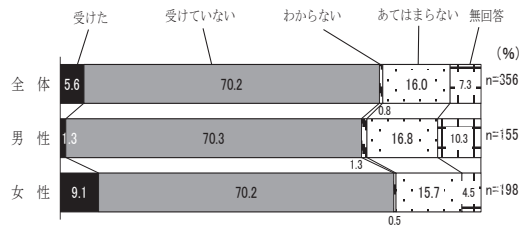
セクシュアル・ハラスメント



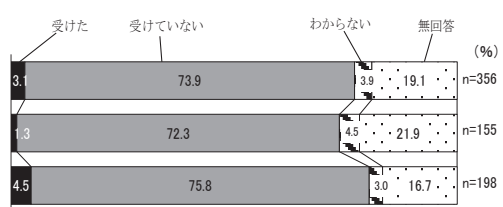
パワー・ハラスメント



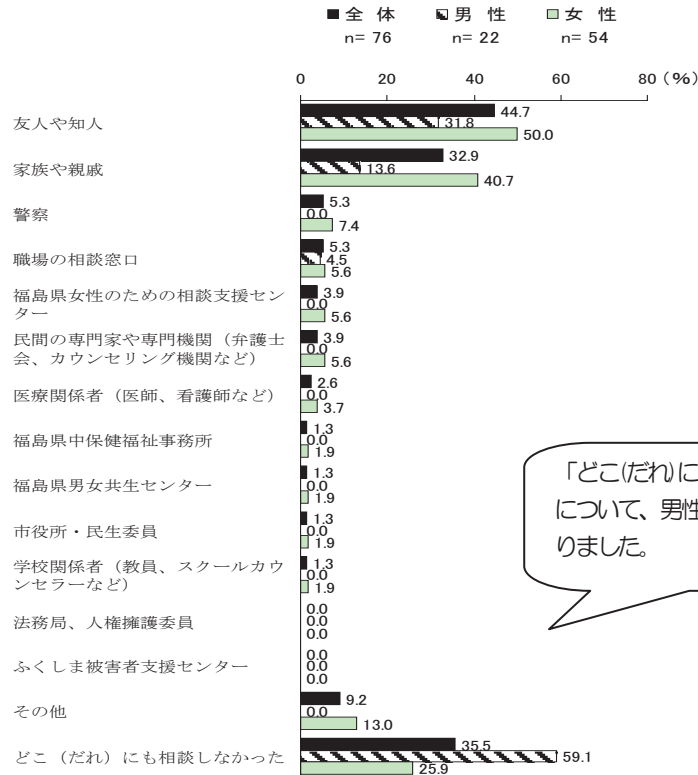
ドメスティック・バイオレンス



ストーカー



〔平成 25 年：市民意識調査〕 上記の被害について、どこ(どなた)に相談しましたか。



「どこ(だれ)にも相談しなかった」について、男性は「約60%」もありました。

課題(6) 国際的な意識の醸成と国際交流の環境づくり

現状と課題

国際化の進展に伴い、さまざまな国々の歴史や文化、や生活習慣や価値観などの理解を深め、それらの人々と交流し、共生する心を育む取り組みが必要となっています。

そのためには、身近なところから理解を深め、交流するなど、国際的感覚や適応力を備えた人材の育成が求められます。

また、本市に居住する外国人が住みやすい環境とするため、外国語での生活情報の提供が重要です。そして、さまざまな国の人々とともに、自分らしく暮らせるまちづくりを目指します。

施策

⑨ 国際的な人材育成と国際交流の推進

国際理解を深めるために、外国の歴史・文化・生活などを紹介する学習や交流の機会を提供します。

⑩ 外国人が暮らしやすい環境の支援

外国人居住者の日常生活に対する支援として、外国語での生活情報の提供を行います。



基本目標3

自分らしく活躍しよう！

—男女共同参画の推進—

自分らしく輝き、活躍しましょう

課題(7) 家庭・地域・職場へのバランスのとれた参画促進

現状と課題

家庭や地域社会では、男女がともに考え、行動する姿勢を身近なところから作りだすことが重要です。特に、女性の関心事項や問題意識を政策方針決定に反映させるためには、女性自らも、社会を支える主体として自覚と能力を高めるとともに、女性が地域活動のリーダーとして責任を担うことができる環境整備が必要です。

しかしながら、依然として男女の固定的役割分担意識が弊害となり、職場、地域、家庭などあらゆる分野において、女性の参画に対する理解が不十分な状況にあります。

市民意識調査によると、男女の望ましい生き方として「女性の生き方」では、「家庭生活又は地域活動と仕事を両立させる」が最も多く、「男性の生き方」では「家庭生活又は地域活動にも携わるが、あくまで仕事を優先させる」と「家庭生活又は地域活動と仕事を両立させる」が同数で最も多く、男女ともに家庭生活や地域活動への割合が増加しています。

このことを踏まえ、今後は、固定観念を払しょくし、意識改革を促す啓発活動の支援が必要であり、また、女性リーダーの育成や研修機会を充実させ、女性の個性と能力を高めるとともに、一人ひとりが生き生きと輝くワーク・ライフ・バランス（仕事と家庭の調和）の理念を推奨する必要があります。

また、男性はパワーハラスメントなどの各種被害に遭っても相談しないことが多く、孤立感を深める傾向があります。全国の自殺者数をみても、男性の割合が全体のおよそ70%を占めるなど、男性も「男は仕事」「男は強くなければならない」など性別による役割の固定化を受けてきたと言えます。このことから、男性にとっても、暮らしやすい社会が必要といえます。

さらに、家庭や地域で孤立しないためには、周りの人とのコミュニケーションを深めることが重要です。男性にも地域活動や学習機会の確保、相談・支援を充実する必要があります。

施 策

⑪ 多様な相談体制の充実

市が実施する各種相談の内容と窓口を充実させ、市民が相談しやすくします。

⑫ 家庭生活や地域活動における男女共同参画の促進

男性が家事に参加するための意識づくりや技術習得の場の提供、男女がともに地域社会に参画できるためのきっかけづくりなどを行います。

⑬ 男女共同参画に取り組む地域団体への支援

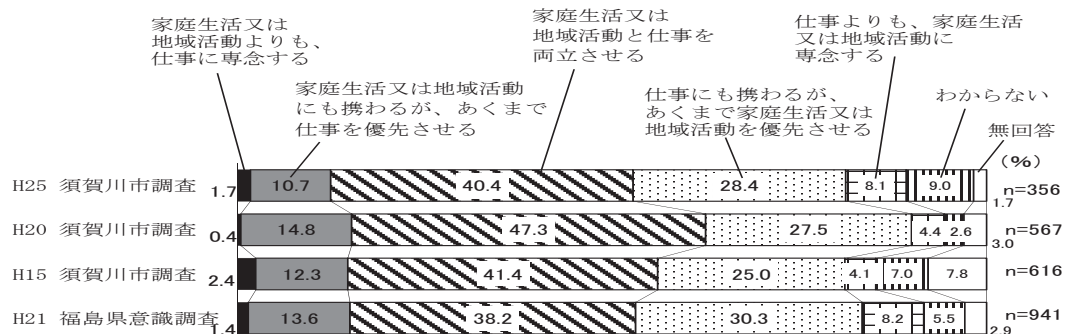
活動の場の提供や情報の提供など、男女共同参画に取り組む地域団体へ活動を支援します。

★⑭ 男性に対する男女共同参画の推進 (新)

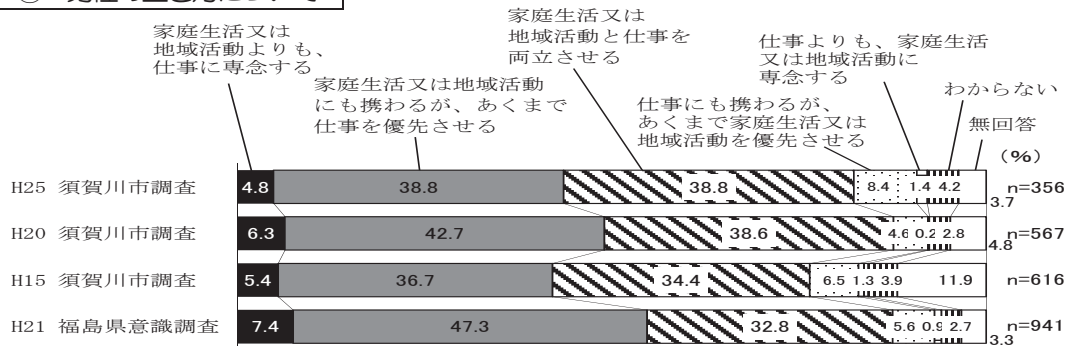
男性が地域の活動に参加しやすいような工夫や、男性向け講座の開催や情報の発信、心の相談などにより、男性にとっての男女共同参画を推進します。

〔平成 25 年：市民意識調査〕次にあげる女性や男性の生き方として、あなたが望ましいと思うものはどれですか。

① 女性の生き方について

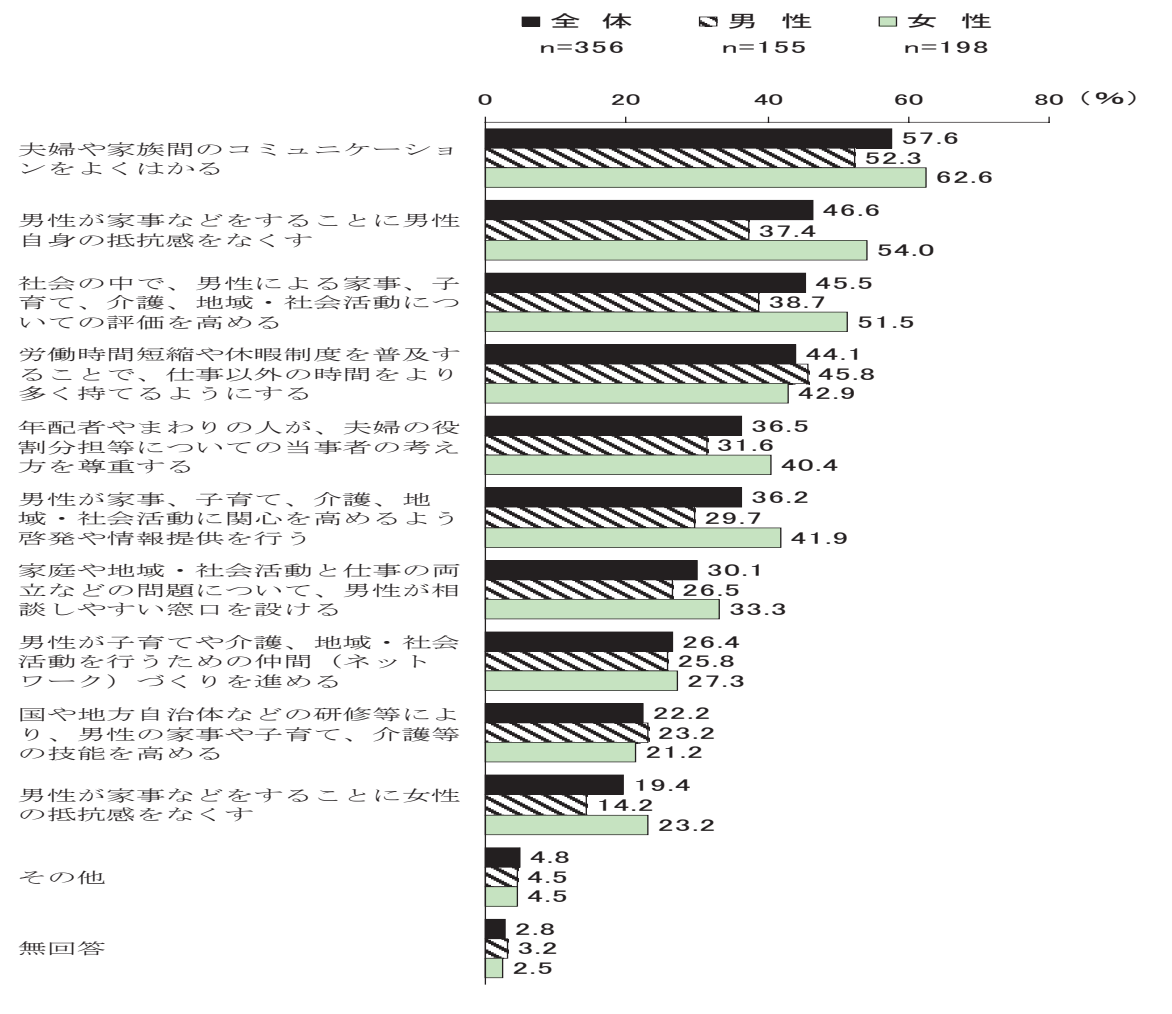


② 男性の生き方について



※須賀川市の意識調査 (平成 15 年 20 年 25 年) と福島県の意識調査 (平成 21 年) の比較

〔平成25年：市民意識調査〕 今後、男性が家事、子育て、介護、地域・社会活動に積極的に参加していくためには、具体的にどのようなことが必要だと思いますか。（複数回答）



★男性に対する男女共同参画の追加

男女共同参画は「女性のためのもの」と感じるかもしれませんが、男性にとっても重要です。「男は仕事」「男は強くなければならない」など性別による固定的役割分担を受けてきたと言えます。

【警察庁調べ】平成24年の自殺者数 27,858人。うち、男性 19,273人(69.2%)

⇒平成25年須賀川市意識調査(P15)でも、男性がパワーハラスメント等の被害を受けた際にどこ(だれ)にも相談しなかったが約60%にものぼり、悩みを抱え込む傾向にあるといえます。

課題(8) 政策・方針決定過程への女性の参画促進

現状と課題

社会を住みやすく、活力あるものにしていくためには、男女がともに自立し、成熟した市民として政治、経済、社会、文化などあらゆる分野に参画する必要があります。

しかし、現実には、地域活動や家庭生活において、女性が多くを担う一方で、方針決定の場への参画は、男性が中心となっています。

平成25年調査の地方自治法に基づく本市の審議会や委員会（法令・条例に基づくもの）における女性委員の割合は、26.2%（562人中147人）、市議会における女性議員の割合は7.1%（28人中2人）となっており、女性の参画が少ない現状にあります。

このため、市民の暮らしを支える市政や地域活動などにおいて、男女それぞれの視点や発想などを反映させ活力あるものとするため、女性の政策方針決定の場への参画を進めるとともに、事業者・各種団体などに対する女性の能力発揮の機会や登用促進などの働きかけが求められます。

特に、防災・災害復興分野には、男女のニーズを把握した予防、復旧・復興対策などが必須なことから、女性が積極的に防災・災害復興活動に参加することや、意思決定過程に参加できる環境整備を進める必要があります。

施策

⑮ 市の審議会などへの女性の参画の促進

女性も自分の意思で積極的に参画するよう意識改革を進めるとともに、知識や能力の習得などを図るための支援を行い、人材を育成します。

⑯ 企業・団体などにおける方針決定過程への女性の参画の促進

男女がともに組織や会議を運営していくこと、女性の人材活用により活動の活性化を推進することの啓発を行います。

★⑰ 防災・復興分野における女性の参画の促進（新）

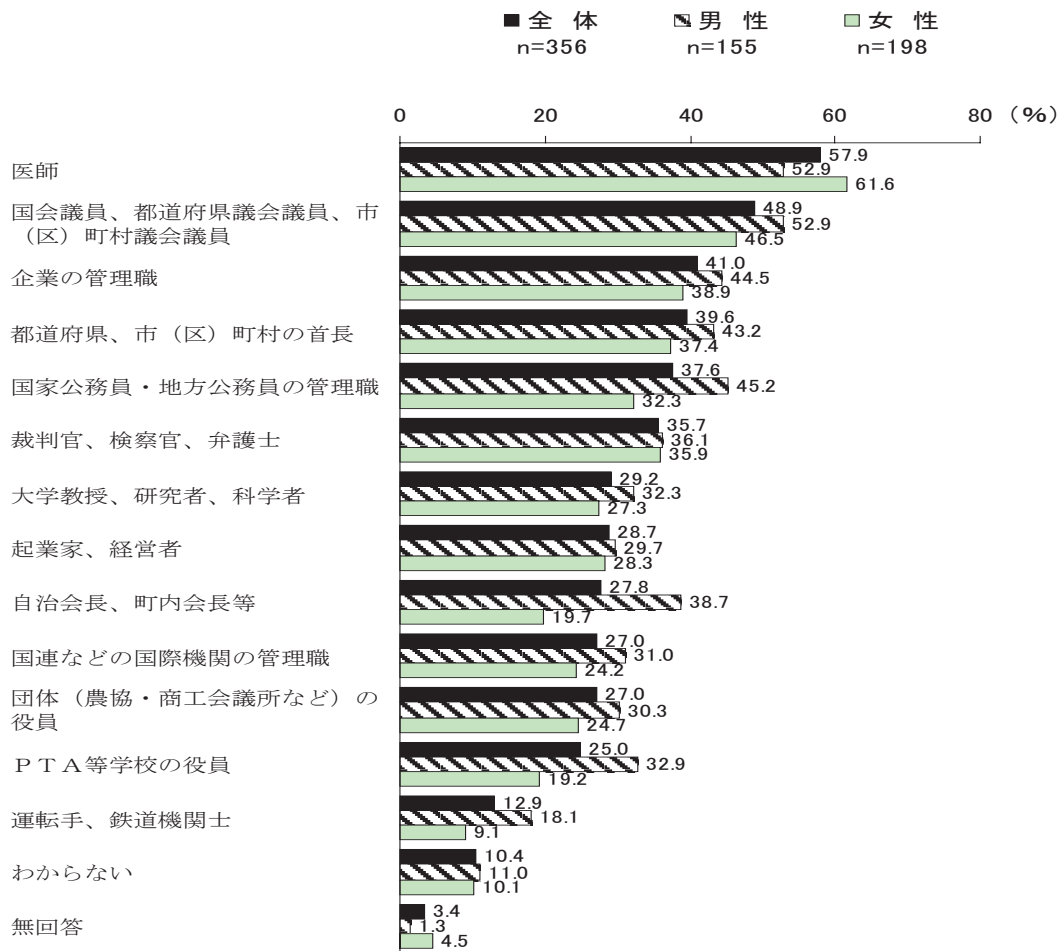
防災計画や復興計画の策定・実施にあたっては、女性の意見が反映されるよう参画を促進します。

東日本大震災や原子力災害では、被災者の避難所生活者、特に女性や子どもに対する生活環境や物資・備蓄品（生理用品や下着、授乳スペース等）、役割分担や精神的負担など徐々に改善されたものの、多くの課題がありました。

このようなことから、避難所運営や防災の取り組みを進めるにあたっては女性の視点も大切であり、その意思決定過程に女性の参画を促進することが必要です。

【個別計画】須賀川市震災復興計画、須賀川市地域防災計画

〔平成 25 年：市民意識調査〕 次にあげるとような職業や役職において、今後女性がもっと増える方が
 良いと思うのはどれですか。（複数回答）



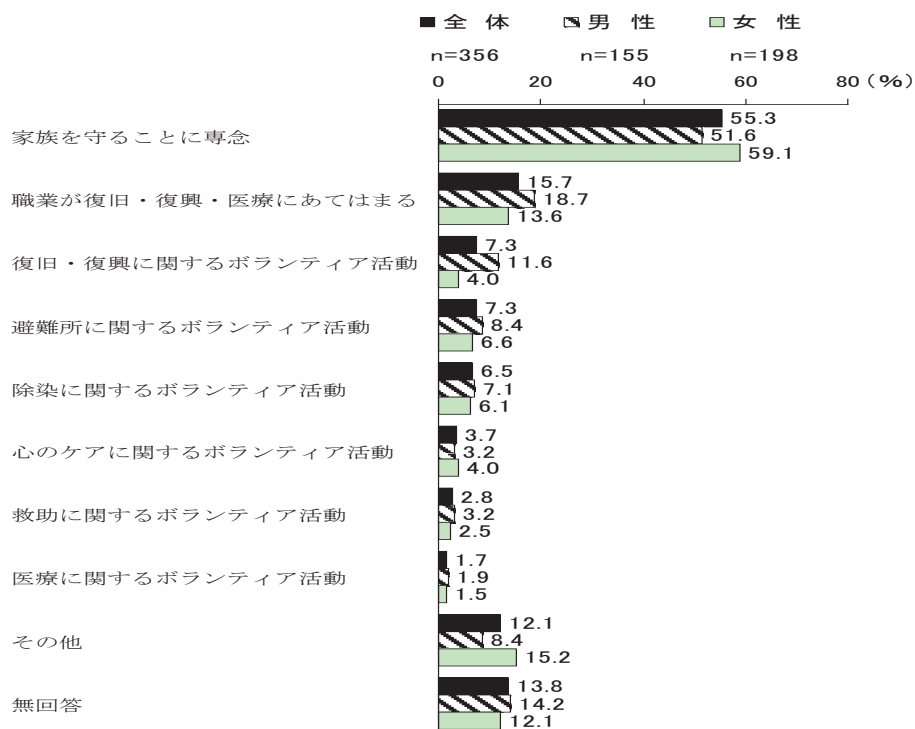
本市審議会委員の委員のうち女性の割合

（地方自治法(第 202 条の 3 及び第 180 条の 5)に基づく審議会・委員会の登用）

平成 25 年度	26.2%
平成 24 年度	26.3%
平成 23 年度	24.3%

⇒男性も女性も市政に参加することで、市全体が活力あるものとなります。

〔平成 25 年：市民意識調査〕東日本大震災及び原発事故後において、復興に向けてどのような活動に参加されましたか。（複数回答）



～平成 25 年 4 月 19 日安倍総理大臣記者会見「成長戦略」より抜粋～

・生かすべき人材のうち、最も生かし切れていないのは「女性」であり、女性の活躍は成長戦略の中核をなすものであると考えている。

・社会のあらゆる分野で、2020 年までに指導的地位に女性が占める割合を 30%以上とする目標がある。

・仕事で活躍している女性も、家庭に専念している女性も、すべての女性がその生き方に自信と誇りを持ち、輝けるような日本をつくっていきたいと思います。

⇒ 女性が、その生き方に自信と誇りを持ち、輝ける社会の重要性を示しています。

- ◆ 男女共同参画社会は、専業主婦・専業主夫などの選択も含め、人生の選択を自らの意思で選択でき、活躍できる社会を目指しています。

第3章 実施計画

〔平26年度～平成30年度〕

1 計画の推進体制

この計画を着実に推進するために、市民・企業や事業者・市民活動団体・市が協力や連携することにより、男女共同参画社会の具現化を目指します。

(1) 市の役割

- * 意識啓発のために、市民や事業所の皆さんに対して情報を提供します。
- * 男女共同参画に関する学習の場を設けます。
- * 市職員一人ひとりが、男女共同参画の重要性を認識し、意識の向上を促進します。
- * 男女共同参画の視点に留意して、情報を発信します。
- * 男女ともにあらゆる活動に参画できるよう環境を整備し、市民の生活と事業所の活動のための支援をします。
- * 男女共同参画の視点を持って行動します。
- * 市役所も一つの事業所として、率先して男女共同参画を推進します。
- * 家庭生活・地域活動に関する相談業務を充実します。
- * 行政の方針決定過程への女性の登用を進めます。

(2) 市民の役割

- * 自分の生活の中に、男女共同参画の視点を持って行動します。
- * 講座に参加するなど、社会にある男女共同参画の問題に関心を持ちます。
- * あらゆる場面で、男女とも責任を持って行動します。
- * 定期的に健康診断を受けるなど、自分や周りの人の健康に関心を持ちます。
- * 地域での見守りなど、暴力を許さないまちづくりを進めます。
- * とともに暮らす多様な国の人々の文化を尊重し、協力し合います。
- * 話し合える仲間を積極的に増やします。
- * 家族一人ひとりの個性・生き方・考え方を尊重し、家事・育児・介護などを助け合います。
- * まちづくりに関する活動に積極的に参加します。
- * あらゆる場で自分自身の能力を発揮できるよう力をつけます。

(3) 事業者の役割

- * 情報を発信するときは、その表現が性別による固定的な役割分担意識を助長させることのないよう、心がけます。
- * 男女雇用機会均等法など、労働に関する法律を守ります。
- * 性別に関わらず、働く人の能力と意欲を活かす人材育成をします。
- * 育児・介護休業など支援制度について従業員に周知し、女性はもとより、男性も取得しやすい環境を整えます。また、職場復帰後も安心して働ける職場づくりをします。
- * 妊娠中・出産後の女性などに対し、母性保護のための健康管理を支援します。
- * 職場だけでなく、家庭生活や地域活動に参画できるような職場づくりをします(ワーク・ライフ・バランスの推進)。
- * セクシャル・ハラスメント、パワーハラスメントなどの防止に取り組みます。
- * 職場だけではなく、家庭生活や地域活動に参画できるような職場づくりを進めます。
- * 管理職など方針決定過程への女性の参画に配慮します。

(4) 市民活動団体の役割

- * よりよい社会づくり、活力のある社会の実現のため、男女共同参画の視点を取り入れ行動します。



2 計画の進行管理

本計画を着実に推進するため、毎年度基本計画に基づく施策の結果及び効果を検証し、効果的かつ効率的な事業展開を図ります。

(1) 実施計画

基本目標1 自分らしさを大切にしよう！

課題(1) 男女の固定的役割分担意識の見直し

施策	具体的施策	担当課
① 広報・啓発活動の推進・充実	<ul style="list-style-type: none"> ■「男女共同参画週間」や「女性に対する暴力をなくす運動週間」の周知や、広報やホームページを利用した広報と啓発の充実 ■男女共同参画情報紙などの発行 ■男女共同参画セミナーの開催 ■国・県・福島県男女共生センターからの情報の発信 	生活課 関係課

課題(2) 男女共同参画における教育の推進・充実

施策	具体的施策	担当課
② 学校教育・生涯学習における男女共同参画に関する教育の推進・充実	<ul style="list-style-type: none"> ■学校教育の場での男女共同参画に関する教育活動 ■小学校・中学校の教職員や保育士、幼稚園教諭等が男女共同参画の視点を持てるような研修機会の推進 【個別計画】須賀川市教育振興基本計画	教育総務課 学校教育課
	<ul style="list-style-type: none"> ■公民館で行う講座の充実 【個別計画】生涯学習基本構想	文化・スポーツ課 各公民館

基本目標2 自分らしく輝ける環境づくりをしよう！

課題(3) 働く環境の充実

施策	具体的施策	担当課
③ 働く場における男女共同参画実現のための啓発	<ul style="list-style-type: none"> ■男女雇用機会均等法、男性の育児休暇、介護休業取得、管理職等へ女性の登用、セクハラ・パワハラ防止などの啓発や情報提供 	商工労政課
④ 男女がともに十分に能力が発揮できるための働く環境の整備	<ul style="list-style-type: none"> ■商工業・農林業などの自営業における男女共同参画の推進 【個別計画】須賀川市食料・農業・農村基本計画	商工労政課 農政課

課題(4) 子育て期・介護期の環境整備

施策	具体的施策	担当課
⑤ 子育て支援の充実	<ul style="list-style-type: none"> ■子育ての経済的負担や精神的負担の解消、育児と仕事や地域活動との両立など子育て支援の充実や相談体制の充実 【個別計画】須賀川市幼児教育振興計画（就学前の子ども対象） 須賀川市次世代育成支援対策行動計画 	こども課 健康づくり課
⑥ 介護支援の充実	<ul style="list-style-type: none"> ■介護保険制度の適正な運営と介護サービスの充実 ■高齢者の生活の支援 【個別計画】須賀川市地域福祉計画 須賀川市高齢者福祉計画 須賀川市介護保険基本計画 須賀川市健康増進計画 	長寿福祉課
	<ul style="list-style-type: none"> ■障がい者支援の充実 【個別計画】須賀川市障がい福祉計画 	社会福祉課

課題(5) 健康づくりと人権が尊重される環境の整備

施策	具体的施策	担当課
⑦ 生涯を通じた健康づくりの支援	<ul style="list-style-type: none"> ■いのちや性に対する人権啓発、人権セミナーの開催 	生活課
	<ul style="list-style-type: none"> ■健康支援、内部被ばく検査や放射線に対する知識の普及 ■心の相談 【個別計画】須賀川市健康増進計画 須賀川市特定健康検査等実施計画 	健康づくり課
	<ul style="list-style-type: none"> ■高齢者の生きがいづくりの支援 	社会福祉課 長寿福祉課 各公民館
⑧ あらゆる暴力発生の抑止と被害者への支援	<ul style="list-style-type: none"> ■暴力防止や相談に対する啓発 ■DV、ストーカーなどあらゆる暴力に対する相談体制の充実 ■被害者への精神的援助や自立支援 	生活課 社会福祉課 こども課 長寿福祉課 健康づくり課

課題(6) 国際的な意識の醸成と国際交流の環境づくり

施策	具体的施策	担当課
⑨ 国際的な人材育成と国際交流の推進	<ul style="list-style-type: none"> ■国際交流や異文化交流の推進 	観光交流課 各公民館
	<ul style="list-style-type: none"> ■外国語教育の充実 (ネイティブ英語指導助手による英語指導) 	学校教育課
⑩ 外国人が暮らしやすい環境の支援	<ul style="list-style-type: none"> ■外国人居住者の支援 外国語版観光マップの作成 	観光交流課
	<ul style="list-style-type: none"> ■外国人居住者の支援 外国語版ホームページの充実 	行政管理課

基本目標3 自分らしく活躍しよう!

課題(7) 家庭・地域・職場へのバランスのとれた参画促進

施策	具体的施策	担当課
⑪ 多様な相談体制の充実	■各種相談体制の充実 (市民相談、弁護士相談、行政相談、人権相談、消費生活相談など相談しやすい体制の充実)	生活課
⑫ 家庭生活や地域活動における男女共同参画の促進	■仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)の啓発・推進 ※男性が家事参加するための意識づくりや技術習得の場の提供、男女がともに地域活動参画の推進 ■市民活動団体の活動内容や情報の発信	生活課 商工労政課 各公民館 関係課
⑬ 男女共同参画に取り組む地域団体への支援	■須賀川市女性団体連絡協議会(加入14団体)などへの情報提供や活動支援。男女共同参画セミナー開催、県や男女共生センター事業の積極的参加の推進	生活課 関係課
★(新) ⑭ 男性に対する男女共同参画の推進	■男性への男女共同参画の啓発・推進 ■心の相談の充実 ■男性向け講座の開催(家事参加の意識づくりや、技術習得の機会の提供、生きがいづくり)	生活課 健康づくり課 各公民館 関係課

課題(8) 政策・方針決定過程への女性の参画促進

施策	具体的施策	担当課
⑮ 市の審議会などへの女性の参画の促進	■市の審議会等における女性の登用の推進 審議会等における男女の比率をできるだけ同程度に近づけるよう促進 < 審議会の女性の参画状況調査 > (※地方自治法第202条の3及び第180条の5に基づく審議会・委員会の登用) 平成23年度 24.3% 平成24年度 26.3% 平成25年度 26.2%	生活課 関係課
⑯ 企業・団体などにおける方針決定過程への女性の参画の促進	■嘱託員、町内会長、PTA、企業や各種団体などあらゆる場面の意思決定の場において、女性の登用を促進するための啓発や人材育成	生活課 関係課
★(新) ⑰ 防災・復興分野における参画の促進	■震災の経験から、女性の視点や意見も取り入れた対応ができるよう、防災や復興の分野での意思決定過程に女性の参画を促進 【個別計画】須賀川市震災復興計画 須賀川市地域防災計画	生活課 関係課

(2) 実施報告書

男女共同参画推進においては、あらゆる事業の中で男女共同参画の視点を取り入れることを目的とします。また、施策の推進状況や実施状況を明らかにした報告書を毎年作成し、公表するとともに男女共同参画事業の取組みについて検討します。

※様式

平成 年度 須賀川市男女共同参画推進実施報告				
施策番号	施策名	平成()年度実施状況	次年度の課題	担当課
①～⑱	広報・啓発活動の推進・ 充実 ほか16	・実施報告	(今後の課題)	

※様式は、報告時に適宜修正を加えながら充実します。

(3) 数値目標

指標(項目)	H25 現状値	H35 目標値	担当課
「男は仕事、女は家庭」という役割分担意識にとらわれない人の割合	55.1%	60.0%以上	生活課
「社会通念・慣習・しきたり等における男女の平等感」で男性が優遇されていると感じている人の割合	66.3%	50.0%以下	
「男女共同参画社会」を知っている人の割合	34.3%	100%	
審議会等における女性委員の割合	26.2%	35.0%	生活課 関係課
市における女性管理職の割合	3.9%	6.5%	人事課

注) 上記指標の数値のみで、本市が目指す男女共同参画社会の実現の度合いを評価できるものではありません。注目ポイントとして掲げているものです。

附属資料

- 1 「すかがわ男女共同参画プラン21 第3次計画」 策定提言書
- 2 須賀川市男女共同参画審議会委員名簿、意見・感想
- 3 策定経過
- 4 関係法令等
 - (1) 男女共同参画社会基本法
 - (2) 須賀川市男女共同参画推進条例
 - (3) 須賀川市男女共同参画審議会規則
- 5 年表



提 言 書

「すかがわ男女共同参画プラン21 第3次計画（案）」について、本審議会で慎重に審議した結果、適当と認めます。

なお、本計画に基づく施策の実施にあたっては、下記の点に留意して積極的に推進するよう提言いたします。

記

- 1 男女共同参画社会の実現は、21世紀の我が国の社会のあり方を決定する最重要課題であり、市においてはこのことを強く認識し、須賀川市男女共同参画推進条例に基づき策定される本計画を、早期に実現するよう積極的に推進されたい。
- 2 本計画の推進にあたっては、まちづくりの主役である市民、事業者、市民団体の理解と協力が重要であることから、積極的に周知を図り、男女共同参画社会の実現に努められたい。
- 3 実効性のある計画とするため、前年度の実施結果を公表し、翌年度に生かされるよう努められたい。
- 4 目標年度の途中であっても、社会・経済情勢の変化に応じた男女共同参画に関する施策を講ずるなど、柔軟かつ適切な対応に努められたい。
- 5 本計画の実施にあたっては、あらゆる業務で男女共同参画の視点を取り入れるよう、関係各課へも周知し推進するよう進められたい。

平成26年3月17日

須賀川市長 橋本 克也 様

須賀川市男女共同参画審議会

会 長 鈴木 智子

須賀川市男女共同参画審議会委員

(平成26年3月現在)

*委員12名 *任期：平成25年4月26日～平成27年4月25日

委員	氏名	代表区分	団体等
会長	鈴木 智子	市民代表(公募)	
副会長	市川 守	商工代表	須賀川商工会議所 専務理事
委員	水野 栄子	学識経験者	須賀川市人権擁護委員
委員	岡部 貴敏	学識経験者	公益財団法人 福島県青少年育成・男女共生推進機構 福島県男女共生センター事業課主査
委員	丹治 雄二	労働関係機関	須賀川公共職業安定所 管理課長
委員	松井香保利	女性団体代表	須賀川市女性団体連絡協議会長
委員	富永 庄子	教育代表	須賀川市立長沼小学校長
委員	廣田 徳重	農業代表	すかがわ岩瀬農業協同組合 総務部次長兼人事教育課長
委員	安藤 淑子	勤労者代表	公立岩瀬病院 労働組合書記長
委員	物江むつ子	市民代表(公募)	
委員	遠藤 桂子	市民代表(公募)	
委員	関根 文弥	市民代表(公募)	

～審議委員から策定の感想やご意見など～

鈴木智子 委員長

男女共同参画社会の実現は、21世紀の社会のあり方を決める重要課題です。

男女が平等になるよう着実に進めたいと考えておりますが、まだまだ努力が必要です。女性が自分の生き方に自信と誇りを持ち、生き生きと輝ける社会になれるように男女がお互いの人権を尊重しつつ責任をも分かちあい、個性と能力を発揮できるようにしたいと思います。

市川 守 副委員長

私は、25年前に「ノーマライゼーション」(ともに生きる)の言葉に接し、この言葉を心の片隅に置いて人生を歩んでまいりましたが、今回の計画でのテーマ「自分らしく、そして輝いて生きる」を、市民が同じ目線で意識して生きることが輝かしい須賀川の礎となるものと信じます。

水野栄子 委員

男女がお互いに尊重し社会を構成・構築していけば、子どもたちが健やかに成長し、健全な社会になります。そのためには、一人一人が自らのよさを自覚し、自身を持って、積極的に社会に参画することだと思います。

私自身も！

岡部貴敏 委員

先の東日本大震災・東電原発事故被害から、日頃の「人権尊重・男女共同参画の取組」の重要性が再認識されました。人権も男女共同参画も、相手を尊重し、自分を大切にすることからはじまるのだと思います。

丹治雄二 委員

職業安定行政に携わる職員として、男女間の格差、能力の格差を感じたことはありません。また、職場内でもお互いに配慮しながらもごく自然に接していると思います。そういう点では職業安定行政は男女共同参画を先駆けて実践している職場だと思います。あらゆる場面で、お互いを尊重しあい高めあう良いパートナーであるはずで、人間としてより豊かな暮らしが出来る社会だと思います。

松井香保利 委員

すかがわ男女共同参画プラン第3次計画のテーマである「自分らしく輝けるまちを目指して」は、未来に向かって「真の男女共同参画社会」が、すかがわまちづくりの指針であると気づきました。

本計画は、市民一人ひとりが生きていて幸せであると実感するための計画です。実現に向けて、これからの活動がさらに重要であると思います。



富永庄子 委員

自分らしく輝き、夢や希望に向かって個性や能力を発揮できる男女共同参画社会実現に期待します。

同時に、学校教育では、一人ひとりのよさを見つけ、伸ばし、社会に貢献するとともに自己実現できる人材の育成に努力していきます。

廣田徳重 委員

すかがわ男女共同参画プラン 21 第3次計画の実行により、須賀川市民の男女が、今まで以上にお互いの存在を認め合い、あらゆる分野において男女共に参画できる社会の実現に向け、須賀川市全体で取り組んでいただきたいと思います。

安藤淑子 委員

「自分らしく輝ける」、自己をみつめなおし、自分がどうありたいか、どうしたいのか、自己決定するまでのプロセスが日々の生活だと思っています。

自分に責任を持ち人とのかかわりを大切にしていきたいと思っています。

物江むつ子 委員

プラン21第3次計画に関わり、人として何か自分を奮い立たせるヒントが見つかったような“わが人生の楽しみ方”など、大きな気付きや発見を得ることができました。

4半世紀前に比べたら、女性の社会進出分野も広がり、また、社会制度面の就業環境も急速に変化してきています。

これからも、頼もしい女性たちへ、そして男性たちへ情報発信を継続いたします。

遠藤桂子 委員

男尊女卑の風習が残る地域で、女性の子育て、家族内労働への協力など、地位向上の意識が低かった中で、男女共同参画社会の取り組みが始まりました。

メディアの影響も受け、配偶者からのDV 等が問いただされ、徐々に女性の立場が見直されてきましたが、まだ男女格差は大きく、市民全体が男女共同参画社会を理解できるよう、PR活動で認知度を高め平等な社会を作る必要があります。

関根文弥 委員

現代社会をみると、女性の地位向上は目を見張るものがあります。

お互いに気持ちを分かちあい、協力し、共同精神をもって、男女共に社会づくりができれば、さらに地位向上が図られるものと思います。



すかがわ男女共同参画プラン21

第3次計画策定経過

時期	会議・内容
平成25年 4月26日	第1回須賀川市男女共同参画審議会 ・委嘱状交付(委員12名)、第3次計画策定の協議
5月8日	研修会の開催 ・平成25年3月改定の福島県の策定計画の説明 演題: ふくしま男女共同参画プランの改定について 講師: 福島県生活環境部青少年・男女共生課 主任主査 吉田千津子氏 参加者: 市女性団体連絡協議会 37名
7月18日	第1回須賀川市男女共同参画プラン策定ワーキンググループ会議 ・第3次計画策定及び市民アンケート調査項目の協議
7月23日 ～7月29日	須賀川市男女共同参画審議会において市民アンケート調査項目の検討 ・市民アンケート調査項目の協議
8月15日 ～9月2日	市民アンケートの実施 ・男女共同参画社会に対する市民の意見及びニーズ等の調査 ・市民1,000名対象
9月3日～	市民アンケートの集計・分析・公表 ・分析、及び課題の検討
平成26年 1月9日	第2回須賀川市男女共同参画プラン策定ワーキンググループ会議 ・市民アンケート調査報告、骨子案等の協議・修正
1月21日	第2回須賀川市男女共同参画審議会 ・骨子案等の協議
1月30日	須賀川市女性団体連絡協議会理事会において第3次計画の説明 ・参加者: 7団体7名
2月9日	※大雪のため中止となった計画 第3次計画説明会及び男女共同参画講演会 ・講師: 福島大学 五十嵐敦教授 ・演題: 自分らしく輝いて生きること～楽しく年を重ねるヒント

時期	会議・内容
2月13日	市民交流サポートセンター利用者会議で計画の説明・意見集約 ・参加者:15 団体 19 人
平成 26 年 2/25～3/10	計画（案）に関する市民意見公募の実施
3月7日	第3回須賀川市男女共同参画プラン策定ワーキンググループ会議 ・計画(案)協議
3月17日	第3回須賀川市男女共同参画審議会 ・計画(案)最終協議
3月17日	須賀川市男女共同参画審議会会長から市長へ提言
3月20日	第3次計画策定・公表



男女共同参画社会基本法

(平成11年6月23日法律第78号)

最終改正:平成11年12月22日法律第160号

前文

第1章 総則(第1条—第12条)

第2章 男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的施策(第13条—第20条)

第3章 男女共同参画会議(第21条—第28条)

附則

我が国においては、日本国憲法に個人の尊重と法の下での平等がうたわれ、男女平等の実現に向けた様々な取組が、国際社会における取組とも連動しつつ、着実に進められてきたが、なお一層の努力が必要とされている。

一方、少子高齢化の進展、国内経済活動の成熟化等我が国の社会経済情勢の急速な変化に対応していく上で、男女が、互いにその人権を尊重しつつ責任も分かち合い、性別にかかわらず、その個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会の実現は、緊要な課題となっている。

このような状況にかんがみ、男女共同参画社会の実現を二十一世紀の我が国社会を決定する最重要課題と位置付け、社会のあらゆる分野において、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の推進を図っていくことが重要である。

ここに、男女共同参画社会の形成についての基本理念を明らかにしてその方向を示し、将来に向かって国、地方公共団体及び国民の男女共同参画社会の形成に関する取組を総合的かつ計画的に推進するため、この法律を制定する。

第1章 総則

(目的)

第1条 この法律は、男女の人権が尊重され、かつ、社会経済情勢の変化に対応できる豊かで活力ある社会を実現することの緊要性にかんがみ、男女共同参画社会の形成に関し、基本理念を定め、並びに国、地方公共団体及び国民の責務を明らかにするとともに、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の基本となる事項を定めることにより、男女共同参画社会の形成を総合的かつ計画的に推進することを目的とする。

(定義)

第2条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 男女共同参画社会の形成 男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会を形成することをいう。

(2) 積極的改善措置 前号に規定する機会に係る男女間の格差を改善するため必要な範囲内において、男女のいずれか一方に対し、当該機会を積極的に提供することをいう。

(男女の人権の尊重)

第3条 男女共同参画社会の形成は、男女の個人としての尊厳が重んぜられること、男女が性別による差別的取扱いを受けないこと、男女が個人として能力を発揮する機会が確保されることその他の男女の人権が尊重されることを旨として、行われなければならない。

(社会における制度又は慣行についての配慮)

第4条 男女共同参画社会の形成に当たっては、社会における制度又は慣行が、性別による固定的な役割分担等を反映して、男女の社会における活動の選択に対して中立でない影響を及ぼすことにより、男女共同参画社会の形成を阻害する要因となるおそれがあることにかんがみ、社会における制度又は慣行が男女の社会における活動の選択に対して及ぼす影響をできる限り中立なものとするように配慮されなければならない。

(政策等の立案及び決定への共同参画)

第5条 男女共同参画社会の形成は、男女が、社会の対等な構成員として、国若しくは地方公共団体における政策又は民間の団体における方針の立案及び決定に共同して参画する機会が確保されることを旨として、行われなければならない。

(家庭生活における活動と他の活動の両立)

第6条 男女共同参画社会の形成は、家族を構成する男女が、相互の協力と社会の支援の下に、子の養育、家族の介護その他の家庭生活における活動について家族の一員としての役割を円滑に果たし、かつ、当該活動以外の活動を行うことができるようにすることを旨として、行われなければならない。

(国際的協調)

第7条 男女共同参画社会の形成の促進が国際社会における取組と密接な関係を有していることにかんがみ、男女共同参画社会の形成は、国際的協調の下に行われなければならない。

(国の責務)

第8条 国は、第3条から前条までに定める男女共同参画社会の形成についての基本理念(以下「基本理念」という。)にのっとり、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策(積極的改善措置を含む。以下同じ。)を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

(地方公共団体の責務)

第9条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、男女共同参画社会の形成の促進に関し、国の施策に準じた施策及びその他のその地方公共団体の区域の特性に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(国民の責務)

第10条 国民は、職域、学校、地域、家庭その他の社会のあらゆる分野において、基本理念にのっとり、男女共同参画社会の形成に寄与するように努めなければならない。

(法制上の措置等)

第11条 政府は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を実施するため必要な法制上又は財政上の措置その他の措置を講じなければならない。

(年次報告等)

第12条 政府は、毎年、国会に、男女共同参画社会の形成の状況及び政府が講じた男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての報告を提出しなければならない。

2 政府は、毎年、前項の報告に係る男女共同参画社会の形成の状況を考慮して講じようとする男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を明らかにした文書を作成し、これを国会に提出しなければならない。

第2章 男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的施策

(男女共同参画基本計画)

第13条 政府は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的な計画(以下「男女共同参画基本計画」という。)を定めなければならない。

2 男女共同参画基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

(1) 総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の大綱

(2) 前号に掲げるもののほか、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 内閣総理大臣は、男女共同参画会議の意見を聴いて、男女共同参画基本計画の案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。

4 内閣総理大臣は、前項の規定による閣議の決定があったときは、遅滞なく、男女共同参画基本計画を公表しなければならない。

5 前2項の規定は、男女共同参画基本計画の変更について準用する。

(都道府県男女共同参画計画等)

第14条 都道府県は、男女共同参画基本計画を勘案して、当該都道府県の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画(以下「都道府県男女共同参画計画」という。)を定めなければならない。

2 都道府県男女共同参画計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

(1) 都道府県の区域において総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の大綱

(2) 前号に掲げるもののほか、都道府県の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 市町村は、男女共同参画基本計画及び都道府県男女共同参画計画を勘案して、当該市町村の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画(以下「市町村男女共同参画計画」と

いう。)を定めるように努めなければならない。

- 4 道府県又は市町村は、都道府県男女共同参画計画又は市町村男女共同参画計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

(施策の策定等に当たっての配慮)

- 第15条 国及び地方公共団体は、男女共同参画社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策を策定し、及び実施するに当たっては、男女共同参画社会の形成に配慮しなければならない。

(国民の理解を深めるための措置)

- 第16条 国及び地方公共団体は、広報活動等を通じて、基本理念に関する国民の理解を深めるよう適切な措置を講じなければならない。

(苦情の処理等)

- 第17条 国は、政府が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策又は男女共同参画社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策についての苦情の処理のために必要な措置及び性別による差別的取扱いその他の男女共同参画社会の形成を阻害する要因によって人権が侵害された場合における被害者の救済を図るために必要な措置を講じなければならない。

(調査研究)

- 第18条 国は、社会における制度又は慣行が男女共同参画社会の形成に及ぼす影響に関する調査研究その他の男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の策定に必要な調査研究を推進するように努めるものとする。

(国際的協調のための措置)

- 第19条 国は、男女共同参画社会の形成を国際的協調の下に促進するため、外国政府又は国際機関との情報の交換その他男女共同参画社会の形成に関する国際的な相互協力の円滑な推進を図るために必要な措置を講ずるように努めるものとする。

(地方公共団体及び民間の団体に対する支援)

- 第20条 国は、地方公共団体が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策及び民間の団体が男女共同参画社会の形成の促進に関して行う活動を支援するため、情報の提供その他の必要な措置を講ずるように努めるものとする。

第3章 男女共同参画会議

(設置)

- 第21条 内閣府に、男女共同参画会議(以下「会議」という。)を置く。

(所掌事務)

- 第22条 会議は、次に掲げる事務をつかさどる。

(1) 男女共同参画基本計画に関し、第十三条第三項に規定する事項を処理すること。

- (2) 前号に掲げるもののほか、内閣総理大臣又は関係各大臣の諮問に応じ、男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的な方針、基本的な政策及び重要事項を調査審議すること。
- (3) 前二号に規定する事項に関し、調査審議し、必要があると認めるときは、内閣総理大臣及び関係各大臣に対し、意見を述べること。
- (4) 政府が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の実施状況を監視し、及び政府の施策が男女共同参画社会の形成に及ぼす影響を調査し、必要があると認めるときは、内閣総理大臣及び関係各大臣に対し、意見を述べること。

(組織)

第23条 会議は、議長及び議員24人以内をもって組織する。

(議長)

第24条 議長は、内閣官房長官をもって充てる。

2 議長は、会務を総理する。

(議員)

第25条 議員は、次に掲げる者をもって充てる。

- (1) 内閣官房長官以外の国务大臣のうちから、内閣総理大臣が指定する者
 - (2) 男女共同参画社会の形成に関し優れた識見を有する者のうちから、内閣総理大臣が任命する者
- 2 前項第2号の議員の数は、同項に規定する議員の総数の十分の五未満であってはならない。
 - 3 第1項第2号の議員のうち、男女のいずれか一方の議員の数は、同号に規定する議員の総数の10分の4未満であってはならない。
 - 4 第1項第2号の議員は、非常勤とする。

(議員の任期)

第26条 前条第1項第2号の議員の任期は、2年とする。ただし、補欠の議員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 前条第1項第2号の議員は、再任されることができる。

(資料提出の要求等)

第27条 会議は、その所掌事務を遂行するために必要があると認めるときは、関係行政機関の長に対し、監視又は調査に必要な資料その他の資料の提出、意見の開陳、説明その他必要な協力を求めることができる。

2 会議は、その所掌事務を遂行するために特に必要があると認めるときは、前項に規定する者以外の者に対しても、必要な協力を依頼することができる。

(政令への委任)

第28条 この章に定めるもののほか、会議の組織及び議員その他の職員その他会議に関し必要な事項は、政令で定める。

附 則(平成11年6月23日法律第78号) 抄

(施行期日)

第1条 この法律は、公布の日から施行する。

(男女共同参画審議会設置法の廃止)

第2条 男女共同参画審議会設置法(平成9年法律第7号)は、廃止する。

附 則 (平成11年7月16日法律第102号) 抄

(施行期日)

第1条 この法律は、内閣法の一部を改正する法律(平成11年法律第88号)の施行の日〔平成13年1月6日〕から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(1) 略

(2) 附則第10条第1項及び第5項、第14条第3項、第23条、第28条並びに第30条の規定 公布の日
(委員等の任期に関する経過措置)

第28条 この法律の施行の日の前日において次に掲げる従前の審議会その他の機関の会長、委員その他の職員である者(任期の定めのない者を除く。)の任期は、当該会長、委員その他の職員の任期を定めたそれぞれの法律の規定にかかわらず、その日に満了する。

(1) から(10)まで 略

(11) 男女共同参画審議会

(12)～(58)略

(別に定める経過措置)

第30条 第2条から前条までに規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要となる経過措置は、別に法律で定める。

附 則 (平成11年12月22日法律第160号) 抄

(施行期日)

第1条 この法律(第2条及び第3条を除く。)は、平成13年1月6日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(以下略)

須賀川市男女共同参画推進条例

平成14年12月27日公布

須賀川市条例 第 34 号

目次

前文

第1章 総則(第1条—第7条)

第2章 男女共同参画の推進に関する基本的施策(第8条—第14条)

第3章 須賀川市男女共同参画審議会(第15条—第17条)

附則

我が国では、日本国憲法に個人の尊重と法の下での平等がうたわれ、国際婦人年以來「平等・開発・平和」の目標を掲げ、各国と連帯して男女平等の実現に取り組んでいるが、性別による固定的な役割分担意識やそれに基づく社会慣行は、依然として根強く残っている。

また、女性に対する暴力的行為などの人権侵害は、後を絶たない状況にあり、多くの課題が残されている。

人と自然が輝く臨空都市を目指す本市では、個人の尊重と男女平等を原則として、市民エネルギーを積極的に活用し、市民力が大きく開花する「人が主役のまちづくり」を推進するとともに、「すかがわ男女共同参画プラン21」に基づき、女性問題の解決や女性の地位向上等、男女共同参画の推進施策を展開している。

しかしながら、古くから商業や農業を基幹産業として発展してきた本市は、女性も男性と同様に重要な働き手としてその役割を果たしてきたにもかかわらず、一部には、性別による固定的な社会慣行やしきたりが残っていることから、いまだに、男女の実質的な平等が達成されていない状況にある。

こうした現状を深く認識し、男女が共に、豊かで活力のあるまちづくりをするために、基本理念並びに市、市民及び事業者の責務を明らかにし、男女共同参画社会の形成を目指すことを決意し、ここに条例を制定する。

第1章 総則

(目的)

第1条 この条例は、男女共同参画の推進に関し、基本理念並びに市、市民及び事業者の責務を明らかにし、男女共同参画の推進に関する基本的な施策について必要な事項を定めることにより、男女共同参画を総合的かつ計画的に推進し、もって男女の実質的な平等を実現するとともに、豊かで活力のある地域社会の実現に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 男女共同参画 男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うことをいう。
- (2) 積極的改善措置 社会のあらゆる分野における活動において、男女間に参画の機会の格差が生じている場合、これを改善するため、必要な範囲内において、男女のいずれか一方に対し、当該活動に参画する機会を積極的に提供することをいう。
- (3) 市民 市内に居住し、若しくは勤務し、又は市内で学ぶすべての個人をいう。
- (4) 事業者 営利、非営利等の別にかかわらず、市内において事業活動を行うすべての個人、法人及び団体をいう。

(基本理念)

第3条 男女共同参画の推進は、男女が心身共に健康で、人としての尊厳が重んじられること、男女が直接的であるか間接的であるかを問わず性別による差別的取扱いを受けないこと、男女が個人として能力を発揮する機会が確保されること、女性に対する暴力が根絶されることその他の男女の人権が尊重されることを旨として、行われなければならない。

- 2 男女共同参画の推進は、性別による固定的な役割分担意識に基づく社会における制度又は慣行が、男女の社会における活動の自由な選択に対して影響を及ぼすことのないよう配慮されなければならない。
- 3 男女共同参画の推進は、市における政策又は民間の団体における方針の立案及び決定過程に、男女が参画する機会が確保されることを旨として、行われなければならない。
- 4 男女共同参画の推進は、家族を構成する男女が、相互の協力と社会の支援の下に、子育て、家族の介護その他の家庭における活動及び職場、学校、地域等における社会的活動に共に参画することができるようにすることを旨として、行われなければならない。
- 5 男女共同参画の推進は、国際社会における取組と密接な関係を有することを考慮し、国際的協調の下に行われなければならない。

(市の責務)

第4条 市は、前条に定める基本理念(以下「基本理念」という。)にのっとり、男女共同参画の推進に関して、地域の特性に応じた施策(積極的改善措置を含む。以下同じ。)を総合的に策定し、及び実施するものとする。

- 2 市は、男女共同参画の推進に当たり、市民、事業者及び他の地方公共団体と連携して取り組むものとする。
- 3 市は、第1項に規定する施策を総合的に企画し、調整し、及び推進するために、必要な体制を整備するとともに、財政上の措置等を講ずるよう努めるものとする。

(市民の責務)

第5条 市民は、基本理念にのっとり、職場、学校、地域、家庭その他の社会のあらゆる分野において、自ら男女共同参画の推進に努めなければならない。

- 2 市民は、市が実施する男女共同参画の推進に関する施策に協力するよう努めなければならない。

(事業者の責務)

第6条 事業者は、基本理念にのっとり、その事業活動を行うに当たっては、積極的に男女共同参画の推進に努めなければならない。

2 事業者は、男女が職場における活動と家庭における活動を両立することができるよう職場環境の整備に努めなければならない。

3 事業者は、市が実施する男女共同参画の推進に関する施策に協力するよう努めなければならない。

(公衆に表示する情報に関する留意)

第7条 何人も、公衆に表示する情報において、性別による固定的な役割分担意識及び男女間における暴力的行為を助長させる表現を使用しないよう努めなければならない。

第2章 男女共同参画の推進に関する基本的施策

(基本計画)

第8条 市長は、男女共同参画の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、男女共同参画の推進に関する基本的な計画(以下「基本計画」という。)を定めるものとする。

2 基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

(1) 総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画の推進に関する施策の大綱

(2) 前号に掲げるもののほか、男女共同参画の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 基本計画は、必要に応じて見直すものとする。

4 市長は、基本計画を定めようとするときは、市民の意見を反映することができるよう適切な措置を講ずるとともに、須賀川市男女共同参画審議会の意見を聴かなければならない。

5 市長は、基本計画を定めたときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

6 前2項の規定は、基本計画の変更について準用する。

(推進施策)

第9条 市は、地域の特性を踏まえ、男女共同参画を推進するため、次に掲げる施策を行うものとする。

(1) 学校教育その他のあらゆる学習の場における男女共同参画についての理解と意識啓発の促進に関すること。

(2) あらゆる場における立案及び意思決定の過程において、男女の平等な参画を推進すること。

(3) 職場、学校、地域、家庭その他の社会のあらゆる場における性別による差別的な取扱いの根絶に関すること。

(4) 男女間におけるあらゆる暴力的行為の根絶に関すること。

(5) セクシュアル・ハラスメントの根絶に関すること。

(6) 家庭生活と職業生活の両立に関すること。

- (7) 女性の人材育成のための教育及び研修の機会の確保に関すること。
- (8) 商業、農業その他の自営業に従事する女性に対する支援に関すること。
- (9) 国際交流及び国際協力の推進に関すること。
- (10) 前号に掲げるもののほか、男女共同参画の推進に関すること。

(意思決定等における積極的改善措置)

第10条 市は、市民及び事業者と協力して、政策の決定及び社会のあらゆる分野における活動において、男女が平等に参画する機会を提供するよう、積極的改善措置を講じなければならない。

2 市長は、前項の推進に当たり、市の保有する情報の積極的な提供及び必要な支援をしなければならない。

3 市長その他の執行機関は、附属機関として設置する審議会等(以下「審議会等」という。)の委員を選任する場合は、男女の均等な登用を図らなければならない

4 審議会等の委員を選任するに当たっては、その全部又は一部を公募により選考しなければならない。ただし、法令等に特に定めのあるものは、この限りでない。

5 前項の公募に関する事項については、規則で定める。

(実施状況の公表)

第11条 市長は、毎年、男女共同参画の推進の状況及び男女共同参画の推進に関する施策の実施状況を明らかにした報告書を作成し、これを公表するものとする。

(苦情相談窓口の設置)

第12条 市は、男女共同参画社会の推進を阻害する要因によって、人権が侵害された場合における被害者の救済を図るため、苦情相談窓口を置き、他の苦情処理機関等と連携を図り、必要な支援を行い、解決に努めるものとする。

(調査研究)

第13条 市は、男女共同参画の推進に影響を及ぼす社会における制度及び慣行並びに男女共同参画の推進に関する施策の策定に必要な事項について、調査研究を行うものとする。

(男女共同参画推進の場の提供)

第14条 市は、男女共同参画推進に向けて、実践及び活動交流の場を設けるものとする。

第3章 須賀川市男女共同参画審議会

(設置及び権限)

第15条 市長の附属機関として、須賀川市男女共同参画審議会(以下「審議会」という。)を置く。

2 審議会は、この条例の規定により定められた事項を審議するほか、市長の諮問に応じ、男女共同参画の推進に関する事項を調査審議する。

3 審議会は、男女共同参画の推進に関する事項について調査し、市長に意見を述べることができる。

(組織)

第16条 審議会は、委員12名以内で組織する。この場合において、男女のいずれか一方の委員の数は、委員の総数の10分の4未満であってはならない。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 学識経験者
- (2) 関係機関代表者
- (3) 関係団体代表者
- (4) 公募による者

3 委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(規則への委任)

第17条 この章に定めるもののほか、審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成15年1月1日から施行する。

須賀川市男女共同参画審議会規則

平成14年12月27日 規則第35号

(趣旨)

第1条 この規則は、須賀川市男女共同参画推進条例(平成14年須賀川市条例第34号)第17条の規定に基づき、須賀川市男女共同参画審議会(以下「審議会」という。)の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(会長及び副会長)

第2条 審議会に会長及び副会長1人を置き、委員の互選によって定める。

2 会長は、審議会を代表し、会務を総理する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第3条 審議会の会議は、会長が招集し、会長が議長となる。

2 審議会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。

3 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(関係者の出席)

第4条 審議会は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、その説明又は意見を聴くことができる。

(庶務)

第5条 審議会の庶務は、市民生活部生活課において処理する。

(委任)

第6条 この規則に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

附 則

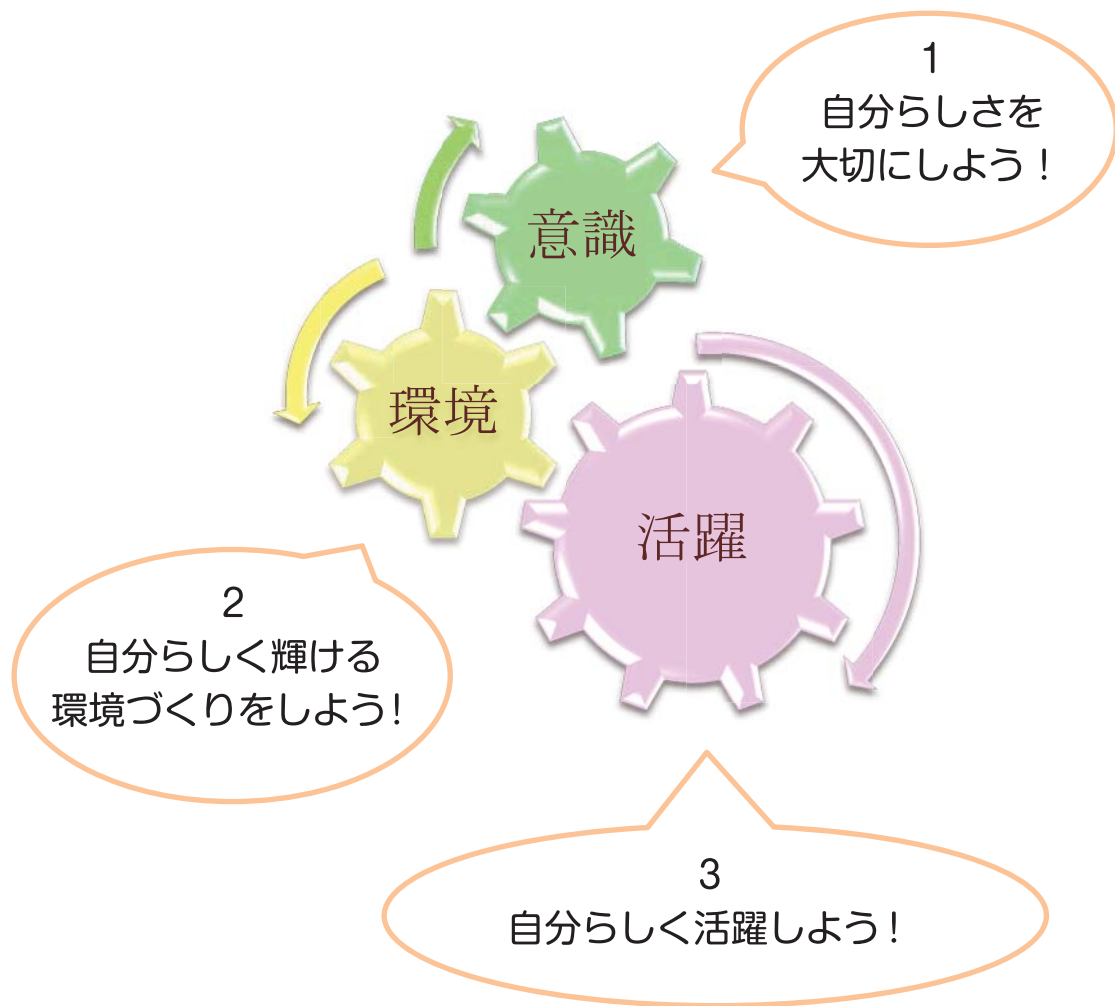
この規則は、平成15年1月1日から施行する。

男女共同参画の推進に関する年表

年	世界の動き	日本の動き	福 島 県	須賀川市	
1975年 (昭和50年)	国際婦人年(目標:平等、発展、平和) 「国際婦人年世界会議」開催(メキシコシティ) 「世界行動計画」採択	「婦人問題企画推進本部」設置 「婦人問題企画推進会議」開催			
国連婦人の十年(1976年～1985年)	1977年 (昭和52年)	「国内行動計画」策定			
	1978年 (昭和53年)		「青少年婦人課」と改組 「婦人関係行政連絡会議」設置		
	1979年 (昭和54年)	国連第34回総会「女子差別撤廃条約」採択		「婦人問題懇話会」設置 「婦人の意識調査」実施	
	1980年 (昭和55年)	「国連婦人の十年中間年世界会議」開催(コペンハーゲン) 「国連婦人の十年後半期行動プログラム」採択	「女子差別撤廃条約」への署名		
	1981年 (昭和56年)		「国内行動計画後期重点目標」策定	「婦人問題についての意見」具申 「婦人問題協議会」設置	
	1983年 (昭和58年)			「婦人の地位と福祉の向上のための福島県計画」策定 「婦人問題推進会議」設置	
	1985年 (昭和60年)	「国連婦人の十年世界会議」開催(ナイロビ)「婦人の地位向上のためのナイロビ将来戦略」採択	「女子差別撤廃条約」批准 「男女雇用機会均等法」改正 「国籍法」改正(父母両系主義)	福島県婦人団体連絡協議会結成(24団体加入)	
1986年 (昭和61年)		「婦人問題企画推進有識者会議」開催(婦人問題企画推進会議の後身) 婦人問題企画推進本部拡充:構成を全省庁に拡大	「婦人の意識調査」実施	「第8回福島県婦人のつどい」開催	
1987年 (昭和62年)		「西暦2000年に向けての新しい国内行動計画」策定	「婦人の地位と福祉の向上のための福島県計画」見直し		
1988年 (昭和63年)			「婦人の地位と福祉の向上のための福島県計画」改訂		
1990年 (平成2年)	国連婦人の地位委員会拡大会期 国連経済社会理事会で「ナイロビ将来戦略の実施に関する見直しと評価に伴う勧告」採択				
1991年 (平成3年)		「西暦2000年に向けての新しい国内行動計画」策定(第一次改定) 目標年度:平成12年度 「育児休業法」公布	青少年婦人課に「婦人行政係」設置 「婦人問題企画推進会議」と名称変更		
1992年 (平成4年)			「女性に関する意識調査」実施		
1993年 (平成5年)	国連総会「女性に対する暴力の撤廃に関する宣言」採択		「女性総合センター(仮称)」整備検討 福島県女性史の編纂着手 婦人団体連絡協議会32団体となる 「ふくしま新世紀女性プラン」策定 目標年度:平成12年		
1994年 (平成6年)	「国際人口開発会議」開催(カイロ)	「男女共同参画室」設置 「男女共同参画推進本部」設置 「男女共同参画審議会」設置	「ふくしま新世紀女性プラン」の施行 「青少年女性課女性政策室」の設置 「女性問題企画推進会議」と名称変更		
1995年 (平成7年)	「第4回世界女性会議」開催(北京)「北京宣言及び行動綱領」採択	「育児休業等に関する法律」改正(介護休業制度の法制化)	「女性総合センター(仮称)」基本構想策定		
1996年 (平成8年)		「男女共同参画ビジョン」答申(男女共同参画審議会) 「男女共同参画2000年プラン」策定 「男女共同参画推進連携会議(えがりてネットワーク)」発足	「女性総合センター(仮称)」基本計画策定	教育委員会生涯学習課より女性行政の総合調整を「市民生活部生活課」へ事務分掌	
1997年 (平成9年)		「男女共同参画審議会設置法」施行 「男女雇用機会均等法」改正 「介護保険法」公布	「福島県女性史」刊行	「女と男のうつくしま、ふくしま。花とみどりのまち須賀川フォーラム」開催	

年	世界の動き	日本の動き	福 島 県	須賀川市
1998年 (平成10年)			「女性総合センター(仮称)」着工	須賀川市女性団体連絡協議会結成(23団体) 「須賀川市女性プラン推進会議」設置 「須賀川市女性プラン庁内連絡会議」設置 「男女共同参画に関する市民意識調査」実施
1999年 (平成11年)		「食料・農業・農村基本法」公布、施行(女性の参画促進を規定) 「男女共同参画社会基本法」公布、施行	「男女共同参画に関する意識調査」実施	「すかがわ男女共同参画プラン21」策定 目標年度:平成15年度
2000年 (平成12年)	「国連特別総会女性2000年会議」開催(ニューヨーク)	「男女共同参画基本計画」閣議決定	「群馬新潟福島三県女性サミット2000」開催(会津大学) 「男女共生センター」竣工開館 「ふくしま男女共同参画プラン」策定	「女性行政係」設置 「須賀川市男女共同参画推進会議」設置(須賀川市女性プラン推進会議議廃止) 「須賀川市男女共同参画推進庁内連絡会議」設置(須賀川市女性プラン庁内連絡会議議廃止)
2001年 (平成13年)		「男女共同参画会議」設置 「男女共同参画局」設置 「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」公布施行 第1回男女共同参画週間 「仕事と子育ての両立支援対策推進法」公布、施行	「県民生活課人権・男女共同参画グループ」の設置 「男女共同参画推進会議」と名称変更 「ふくしま男女共同参画プラン」施行 「男女共同参画推進連携会議」設置 「福島県男女平等を実現し男女が個人として尊重される社会を形成するための男女共同参画の推進に関する条例」制定 「男女共同参画推進会議」廃止	「第23回福島県女性の集い」開催 須賀川市エンゼルプラン策定
2002年 (平成14年)		アフガニスタンの女性支援に関する懇談会設置	「県民環境室人権男女共同参画グループ」に改編 「福島県男女平等を実現し男女が個人として尊重される社会を形成するための男女共同参画の推進に関する条例」施行 「男女共同参画審議会」設置 「男女共同参画推進員」設置 「男女共同参画を考える市町村トップセミナー」開催(男女共生センター)	「須賀川市男女共同参画推進条例(仮称)制定に関する意見を聞く会」開催 「須賀川市男女共同参画推進条例」公布
2003年 (平成15年)		「女性のチャレンジ支援策の推進について」(男女共同参画推進本部決定) 「次世代育成支援対策推進法」公布、施行 「少子化対策基本法」公布、施行 第4回・5回「女子差別撤廃条約」実施状況報告審議	「県民環境総務領域人権男女共生グループ」に改編	「須賀川市男女共同参画推進条例」施行 「市民生活部生活課男女共同参画係」に改編 「須賀川市男女共同参画審議会」設置 「男女共同参画に関する市民意識調査」実施 「すかがわ男女共同参画プラン21」に係る意見を聞く会」開催
2004年 (平成16年)		「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」改正 「女性国家公務員の採用・登用の拡大等について」男女共同参画推進本部決定	「福島県グローバル政策対話」開催(男女共生センター) 「男女共同参画配偶者等からの暴力に関する意識調査」実施	「すかがわ男女共同参画プラン21-第2次計画-」改訂
2005年 (平成17年)	「第49回国連婦人の地位委員会(北京+10)」開催(ニューヨーク)	「男女共同参画基本計画(第2次)」策定 「女性の再チャレンジ支援プラン」策定	「男女共同参画推進本部」設置 「男女共生ふくしまサミット」開催 「ふくしま男女共同参画プラン」改訂	須賀川市、長沼町、岩瀬村が市町村合併
2006年 (平成18年)		男女共同参画推進本部決定 「国の審議会等における女性委員の登用の促進について」 「男女雇用機会均等法」改正 「東アジア男女共同参加担当大臣会合」開催 「女性の再チャレンジ支援プラン」改定	「多様なチャレンジキャンペーン事業『めがせ、理工系ガール』」開催(会津大学)	

年	世界の動き	日本の動き	福 島 県	須賀川市
2007年 (平成19年)		「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」改正 「短時間労働者の雇用管理改善等に関する法律(パートタイム労働法)」改正 「子どもと家族を応援する日本」重点戦略とりまとめ 「仕事と生活の調和(ワークライフバランス)憲章」及び「仕事と生活の調和推進のための行動指針」策定		
2008年 (平成20年)		「女性の参画加速プログラム」男女共同参画推進本部決定 「女子差別撤廃条約」実施状況第6回報告提出 次世代育成支援対策推進法の改正	「生活環境部人権男女共生課」に改編	「男女共同参画に関する市民意識調査」実施
2009年 (平成21年)		男女共同参画シンボルマーク決定 「育児・介護休業法」改正 「女子差別撤廃条約」実施状況第6回報告審議	「ふくしま男女共同参画プラン」改訂	「市民意見公募」実施 「すかがわ男女共同参画プラン21-第2次計画-」中間見直し
2010年 (平成22年)	国連「北京+15」記念会合(ニューヨーク)	APEC第15回女性リーダーズネットワーク(WLN)会合 第8回男女共同参画担当者ネットワーク(GFPN)会合 「仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス憲章)及び「仕事と生活の調和推進のための行動指針」改定 「仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス憲章)及び「仕事と生活の調和推進のための行動指針」改定「第3次男女共同参画基本計画」閣議決定		
2011年 (平成23年)	UN Women正式発足		3.11 東日本大震災発生	
				市震災復興計画を策定
2012年 (平成24年)	第56回国際婦人の地位委員会「自然災害におけるジェンダー平等と女性のエンパワメント」決議案採択	「女性の活躍促進による経済活性化行動計画」策定	「ふくしま男女共同参画プラン」一部改訂(復興・防災における男女共同参画の推進が必要であることから一部改訂)	第7次総合計画「須賀川市まちづくりビジョン」策定
2013年 (平成25年)		若者・女性活躍推進フォーラムの開催、提言 「配偶者からの暴力防止及び被害者の保護等に関する法律」改正 「ストーカー規制法」改正		「男女共同参画に関する市民意識調査」実施
2014年 (平成26年)				「すかがわ男女共同参画プラン21-第3次計画-」策定



すかがわ男女共同参画プラン21 第3次計画

発行 須賀川市
編集 須賀川市生活環境部生活課
〒962-8601 福島県須賀川市八幡町 135 番地
TEL (0248)88-9131
FAX (0248)73-4160
<http://www.city.sukgawa.fukushima.jp/>
発行日 平成26年3月